

大正期の名誉職町村長について

——愛媛県周桑郡壬生川町長一色耕平の公的活動——

高久嶺之介

はじめに

本稿は、愛媛県周桑郡壬生川町にゅうがわの名誉職町長であった一色耕平の大正期の活動を通して大正期の名誉職町村長の実態と彼らがかかえた課題を検討することを目的とする。

大正期の地方政治を分析する場合、様々な分析方法がありうるだろう。一つは、明治期につくりあげられた「名望家秩序」が普通選挙運動や青年党運動や階級対立をとまなう社会運動の展開によりいかなる変容をとげていくのか（あるいはそのまま維持されるのか）、という分析方法である。第二に、好・不況の波によって地方利益要求がいかなる内容をとまなうてあらわれ、そのことにより地方の政治状況をどのように規定していくのか、という分析方法である。筆者は、そのような分析方法の重要性を認識しつつも、史料の制約もあり、右のような分析方法を直接的にとらな

い。

本稿で明らかにする内容は、まずなによりも名譽職町村長の大正期における実態である。すなわち、彼らの報酬、執務態度、行政課題、諸活動の究明である。このことにより、郡制廃止というドラスチックな明治地方自治制の変容以外にも、明治地方自治制は様々な微妙な変容をとげていったことを明らかにする。具体的に一例をあげるならば、報酬の増大を基礎条件とした専門的能力をもつ「無給」名譽職町村長の輩出である。周知の如く、一八八八(明治二一)年に制定された町村制は「安上りの自治体」をめざし、町村長は基本的に「無給」の名譽職とした。そして名譽職町村長は「無給」を担保に、「自己の仕事のかたわら公共のために働く」という性格を賦与された。この結果名譽職として公職につきうるのは、余程経済的に余裕のある者に限られてくる。しかしそのような層が各町村レベルで層として多数存在する訳もなく、よしんば存在したとしても、増大していく行政事務を円滑にこなしていく行政運営能力をもつ者は限られてくる。したがって、名譽職町村長のない手は、全く経済的に余裕のある者以外にも、書記など行政運営の経験者で行政運営能力をもつ者が就任するなど、幅を拡大していったと思われる。そしてこの幅の拡大を保障したのが報酬の存在とその増大であった。つまりは、形式上は「無給」の名譽職でありながら、報酬の存在とその増大により町村長のない手は拡大し、しかも、専門的な行政能力をもつ町村長が増大していったと思われる。しかも、専門的行政能力をもつ町村長を輩出しながら、「自己の仕事のかたわら」という明治町村制の理念は残存しつづけた。この結果、名譽職町村長の活動はかなり自由であり、彼らは政党に加盟し、ある場合は県會議員を兼務するなど様々な諸活動が展開できたのである。町村長の力は確実に増大していったのである。

以上の指摘は研究史上においてなにも事目新しいものではない。このような指摘の示唆は、古くは、一九五八年宮

本憲一氏によって与えられており、また最近の石川一三夫氏の一連の研究は、名譽職制度のもつ意味を明らかにし、表現の違いはあれ、以上の指摘をさらにほりさげたものである。³⁾ 本稿ではその一部分を実証するにすぎない。

第二に、町村長の活動や運動の中で、とりわけ学校問題を重点としてとりあげる。大正期において郡財政の上でも町村財政の上でも教育費はかなりの比重を占め、その事が郡立学校の県立移管運動や教育費国庫負担運動を展開させるわけであるが、学校、とりわけ中等学校以上の学校の整備をめぐる問題は、町村長・地方名望家層の教育熱の昂揚を背景にした地方利益の問題であった。この時期全国的におきてくる中等学校をめぐる紛争は大正初期から中期にかけての地方における主要な政治問題である。

第三に、付随的に町村長の行動と町村制の法のしくみとの関連を行論に必要な限りにおいてとりあげてみたい。町村制はこれまでいわれているように官治的なものであるが、否定的側面のみを強調し、一定の権利関係をつくったことを過少評価するのはいささか一面的になるのではないか、⁴⁾ と思えるからである。

ところで、素材としてとりあげる一色耕平について、くわしくは行論で述べるにしても簡単にふれておこう。

一色耕平は、足尾鉍毒事件とならぶ近代日本の最大の公害問題である住友別子銅山四阪島製錬所煙害問題での農民側指導者として著名な人物である。また、今日、住友煙害問題を知る上で第一級の基本資料である『愛媛県東予煙害史』(一九二六〔大正二五〕年刊)の編輯者でもある。住友煙害問題⁵⁾は、一九一〇(明治四三)年の第一回の賠償契約から、一九三九(昭和一四)年の第一〇回の賠償契約まで、住友側と農民側の激しいやりとりをふくめた協議により、それぞれの時期に賠償契約が結ばれていく。この実現にあたって一貫して農民側の代表者格であった一色耕平のはたした役割は大きい。

このように、一色は煙害問題の農民側指導者である一方、もともと、一九〇一（明治三四）年一月より一九二四（大正一三）年七月まで壬生川町の町長として行政運営に携わった人物であった。一色は、一八五九（安政六）年五月二〇日、松山藩桑村郡明理川村あかりがわに、約二町歩ほどの田畑所有の家に生まれ、明治一〇年代に村組長をつとめた後、一八八七（明治二〇）年戸長役場筆生、その後村役場書記、村長、助役、町長と、村（町）役場の行政事務を主導していくのである。

なお、以下の記述において限定条件をつけておかねばならない。第一に、町村長の行政運営を検討する以上、町村財政の分析は不可欠であるが、史料上の制約によりこれを果しえない。第二に壬生川町役場と壬生川町にある様々な組織との関連など町の行政のしくみ全般についても本稿の段階ではまだ明らかになしえない。第三に、一色耕平は人物的にきわめて多面的な内容に富んだ人物であり、煙害問題へのかかわり方でも、それ自体として一本の論文になる。したがって本稿では煙害問題については意識的に捨象し、さらに町の行政運営についても、きわめて一部分を照射するにすぎず、全面的な分析は他日を期すことをあらかじめおことわりしておきたい。

史料は一色耕平の「日記」を中心の素材とする。この「日記」⁽⁶⁾は、一九一五（大正四）年以降の「日記」が残存しているが、一色耕平の公的生活を知る上で貴重な史料である。

- (1) 一色耕平は、一九二一（明治四四）年より一九二五（大正四）年まで町長と県議員を兼務している。周桑郡内でその例は多く、庄内村の青野岩平、中川村の越智茂登太、吉井村の日野松太郎、三芳村の渡辺静一郎は、時期は様々であるが、村長と県議員を兼務していた。
- (2) 宮本憲二「明治大正期の町村合併政策」鳥恭彦編『町村合併と農村の変貌』所収。この中で宮本氏は、「資本主義の発展と共に、第一の課題たる「自治能力」の質量の拡大↓地方財政の近代化↓地方政治の政党化が主動的契機となり、共同体秩序の維持↓寄生地主を中心とした名望家層による地方支配は従属的な契機に

変質していった」(四九ページ)と指摘している。

(3) 「日本における町村名誉職制度の導入」(『阪大法学』八八号)、「明治期『名望家自治』の脆弱性(上)」(『中京法学』九卷三・四号)、「近代日本の名誉職自治と行政争訟」(『中京法学』一二卷四号)、「名誉職自治の理念と実態―明治地方自治制度論に関する一視点―」(『日本史研究』二四七号)、「明治期の町村自治に関する一視点―むら有力者層と行政訴訟―」(日本近代法制史研究会編『日本近代国家の法構造』所収)。個々の事実についての評価の違いはあっても氏の発想、研究方向を筆者は学びたいと思つている。ただし、氏の研究はまだ大正期については具体的分析の形をとるにいたっていない。

(4) この点でも、石川氏は、幾分遠慮がちに次のように指摘している。「明治地方自治制がいかん絶対主義官僚の傑作・山県有朋の芸術作品と称せらるほどのものであったとしても、その内に近代法の権利・義務のカテゴリーを含むものであつてみれば、それが名望家自治の理念を突き崩さないという保障はどこにも存在して

いなかったといわねばならないのである」、「明治地方自治制が名望家に対して近代的な意味での一定の権利(ないし職務権限)を承認するものであつたが故に、それが彼らの主体的な権利意識を助長することになり、そこから郡・県の官僚との間に押しつたり押し返されたりのをめぐるつげぜりあいが生起されてくるという現象は、私にとっては無視しえない問題である」(『明治期『名望家自治』の脆弱性(上)』六七ページ)。

(5) 四阪島煙害については、基礎資料としては、一色耕平編『愛媛県東予煙害史』、平塚正俊編著『別子開坑二百五十年史話』、愛媛県経済部農務課編『愛媛県東予地方ニ於ケル別子銅山煙害問題ノ経過』があり、全体的事実経過を知る上では、管井益郎「別子銅山煙害事件」『社会科学研究』第二九卷三号、木本正次『四阪島』下巻、がある。

(6) 大正四年からは、昭和一〇年、一九年、二〇年、二二年をのぞき昭和二年まで毎年の日記が二九冊、東予市中央公民館に所蔵されている。

一、名誉職町長としての一色耕平

愛媛県周桑郡壬生川町は、一九二四(大正一三)年時、三三〇〇余の現住人口をかかえ、東北部は海に面し、明理川・喜多台・円海寺・壬生川・大新田という五つの大字から成る町であつた。第一表は、一九二四(大正一三)年段階の各大字毎の世帯数を示したものである。大字壬生川は四四六世帯で壬生川町全体の六八%強の世帯数を占め、その内農業が七八世帯で一七%強、他は商業を中心として種々雑多な職業構成をとる純然たる商業地でいわゆる町場を

大正期の名誉職町村長について

第一表 本籍現住人口世帯数

大字名		明理川	喜多台	円海寺	壬生川	大新田	合計
種目	本籍人口	353	175	544	3,004	505	4,581
内訳	男	180	82	248	1,398	260	2,168
	女	173	93	296	1,606	245	2,413
現住人口		264	462	100	2,252	300	3,378
内訳	男	135	234	48	1,107	160	1,684
	女	129	228	52	1,145	140	1,694
現住世帯数		50	86	21	446	49	652
戸数比率	大字 全壬生川町	7.7%	13.2%	3.2%	68.4%	7.5%	100%

出典：『壬生川町農業基本調査』19頁

備考：但しみやすいようにタテの表をヨコに変えた。また、最下段の戸数比率は作成したものである。

形成しているのに対し、他の四大字は農業集落を成していた^①。

壬生川町の地域が確定するのは一八八九（明治二二）年の事である。この年の四月一日町村制施行にともなう町村合併により桑村郡大新田、壬生川、円海寺、明理川、喜多台の五ヶ村が合併し、桑村郡壬生川村が誕生した。一八九七（明治三〇）年には周敷、桑村両郡が合併し、壬生川村は周桑郡壬生川村となった。さらにそれから四年後、一九〇一（明治三四）年、周桑郡では小松、壬生川両村に町制が施行され、新たに周桑郡壬生川町が誕生した^②。

壬生川町役場は町場である大字壬生川にあった。

壬生川町名誉職町長の存在形態をみる前に、町役場の構成についてみてみよう。第二表は、一八八九（明治二二）年町村制が施行されて以降一九三九（昭和一四）年までの村（町）長と助役の人名と任期とその報酬額等を「明治三十九年四月改正 壬生川町役場 議員並吏員名簿^③」をもとに記したものであり、第三表は、収入役、書記について給料その他を同じ史料により記したものである（但し大正末年まで）。この表によれば、村（町）長は一貫して名誉職であり、助役はほとんどの場合名誉職であるが、一部に有

第二表 壬生川村(町)長・助役一覽

役職	氏名	認可年月日	就職年月日	満期年月日	報酬額	備考
村長	一色 範美	明治23. 1. 13	明治23. 1. 13	明治27. 1. 13	900円	明治25. 1. 28辞職
"	一色 範美				1400円	" 27. 1. 4 "
"	長井又三郎				900円	" 27. 8. 24 "
"	一色 耕平	" 27. 9. 4	" 27. 9. 4	" 31. 9. 3	960円	" 28. 6. 14 "
"	岡田 村太				1200円	" 33. 12. 25満期
町長	一色 耕平	" 34. 1. 11	" 34. 1. 11	" 38. 1. 10	1800円	" 38. 1. 10 "
"	一色 耕平	" 37. 12. 28	" 37. 12. 28	" 41. 12. 27	2040円	" 41. 12. 26 "
"	一色 耕平	" 42. 1. 11	" 42. 1. 11	" 46. 1. 10	2520円	" 44. 8. 22辞任
"	一色 耕平	" 44. 10. 16	" 44. 10. 16	" 48. 10. 15	3000円	大正4. 8. 24 "
"	一色 耕平	大正4. 9. 29	大正4. 10. 11	大正8. 9. 28	3600円	" 7. 9. 27辞退
"	一色 耕平	" 8. 5. 15	" 8. 5. 15	" 12. 5. 14	大正8年7月より 年額480円	" 12. 5. 14満期退職
"	一色 耕平	" 12. 8. 15	" 12. 8. 15	" 16. 8. 14	年額840円	" 13. 7. 10辞任退職
"	長尾高太郎	" 13. 10. 14	" 13. 10. 14	" 17. 10. 13	" 660円	
"	中川源太郎	昭和2. 6. 22当選	" 2. 6. 23	昭和6. 6. 22	年額660円、昭和5 年10月より600円	任期満了
"	十亀 又八	" 6. 6. 29	昭和6. 7. 7	" 10. 6. 28	年額600円、昭和7 年4月より576円	
"	十亀 又八	" 10. 7. 29当選	" 10. 7. 29	" 14. 7. 28	" 576円	
"	十亀 又八	" 14. 6. 29	" 14. 6. 29	" 18. 6. 28	" 600円	

大正期の名誉職町長について

助役	岡田 村太	明治23. 1. 12	明治30. 8. 3	明治34. 8. 2	84円	明治31. 4. 13
"	秋川藤五郎	" 30. 8. 3	" 31. 4. 11	" 35. 4. 11	84円	" 34. 1. 11
"	一色 耕平	" 31. 4. 11	" 34. 2. 6	" 38. 4. 6	100円	" 35. 11. 4
"	岡田 村太	" 34. 2. 6	" 35. 11. 17	" 39. 11. 16	132円	" 35. 11. 4
"	越智栄次郎	" 35. 11. 17	" 39. 11. 20	" 43. 11. 19	156円	" 42. 11. 16
"	越智栄次郎	" 39. 11. 20	" 42. 6. 7	" 46. 6. 6	156円	" 43. 8. 18
"	秋川 治隆	" 42. 6. 7	" 44. 7. 31	" 48. 7. 30	156円	" 44. 11. 24
"	長尾高太郎	" 44. 7. 30	" 44. 11. 13	" 48. 11. 12	金10円年報酬 年 10円	" 44. 11. 24
"	中川源太郎	" 44. 11. 13	大正2. 5. 21	大正6. 5. 20	大正4年4月168円 大正6年4月より16円 内給16円、大正7年4月 より別に月手当金3円支 給、大正8年7月より27 円支給	大正2. 3. 31
"	矢野勘治郎	大正2. 5. 21	" 6. 5. 30	" 10. 5. 29		" 8. 10. 1
"	矢野勘治郎	" 6. 5. 30	" 8. 12. 19	" 12. 12. 8		" 8. 10. 1
"	矢野勘治郎	" 8. 11. 21	" 16. 9. 8	" 16. 9. 8	年額612円	" 12. 5
"	越智波四郎	" 12. 9. 14	昭和2. 9. 14	昭和6. 9. 13		退職
"	越智波四郎	" 12. 9. 14	昭和2. 9. 14	昭和6. 9. 13	昭和5年10月より576円 昭和6年4月より552円	
"	越智波四郎	昭和6. 9. 3当選	" 6. 9. 14	" 10. 9. 13		
"	越智波四郎	" 10. 9. 5	" 10. 9. 14	" 14. 9. 13	昭和14年4月576円	
"	越智波四郎	" 14. 9. 9	" 14. 9. 14	" 14. 9. 13	昭和15年4月610円	

出典：「明治三十九年四月改正 壬生川町役場 職員並吏員名簿」(壬生川町役場文書)より作成

第三表 壬生川町収入役、書記等一覽(但、大正未まで)

役職	姓名	認可年月日	就職年月日	満期年月日	給料額	備考
収入役	越智 要吉	明治23. 2. 4	明治23. 2. 4	明治27. 2. 3	(年) 48円	明治25. 1. 28辞職
"	小糸 加助	" 29. 6. 27	" 29. 6. 27	" 33. 6. 26	(年) 72円	" 30年12月辞職
"	長井又三郎	"	"	"	(年) 78円	" 33. 1. 12退職
"	長井 薫	" 31. 1. 8	" 31. 1. 8	" 35. 1. 7	(年) 84円	" 34. 10. 22死亡
"	石原庄三郎	" 32. 12. 26	" 32. 12. 26	" 36. 12. 25	(年) 96円	" 35. 9. 16辞職
"	中川源太郎	" 34. 10. 25	" 34. 10. 25	" 38. 10. 24	(年) 96円	" 37. 9. 17辞職
"	長井 薫	" 35. 9. 15	" 35. 9. 15	" 39. 9. 14	(年) 108円	" 40年4月より増給
"	月岡 政市	" 37. 9. 12	" 37. 9. 12	" 41. 9. 11	(年) 132円	" 42. 1. 6辞任
"	月岡 政市	" 41. 9. 17	" 41. 9. 17	" 45. 9. 16	(年) 156円	" 44年4月より13円
"	世良忠太郎	" 42. 4. 1	" 42. 4. 1	" 46. 3. 31	月給12円	" 大正2年4月より15円
"	世良忠太郎	大正2. 3. 22	大正2. 4. 1	大正6. 3. 31	月俸14円、大正6年5月16円	" 大正4. 8. 8 辞任
"	武田 源吾	" 4. 8. 17	" 4. 8. 17	" 8. 8. 16		" 7. 4. 1より別に
"	武田 源吾	" 8. 9. 11	" 8. 9. 11	" 12. 9. 10		" 月手当金2円を給す
"	中路 柳一	" 12. 9. 9	" 12. 9. 11	" 16. 9. 8	月俸45円	
書記						
その他						
役職	姓名	選任年月日	解職年月日	給料額	備考	
書記	一色六左衛門	明治23. 1. 29		(年) 48円	(一色耕平の前名)	
"	近藤誠一郎	同 上		(年) 48円		

農業者	一色六左衛門	24. 3. 28	(〃) 54円	明治27. 8. 27村長当選に付退職(一色耕平の前名)
〃	越智武八郎	27. 8. 27	(〃) 60円	明治28. 11. 12死亡
〃	安藤 利平	28. 8. 27	(〃) 60円、72円	〃 31年10月辞退
〃	越智栄次郎	30. 7. 12	(〃) 60円、72円	
〃	森田 初	31. 3. 26		
〃	寺尾 善太	31. 10. 19		
〃	安藤 利平	34. 7. 10	(年) 120円	明治34. 6. 25退職
〃	秋山 程助	35. 11. 25	(〃) 96円	明治40年4月より増給、41年5月より(別)11円、43年4月より12円支給、44年4月より13円
〃	一色守三郎	38. 3. 5	金108円、44年4月1日より17円	〃 38年1月11日辞退
〃	秋山 武平	41. 2. 28	月9円、41年4月より月10円	明治40年4月より増給、42年4月より(別)5円、44年4月より17円、大正5年9月死亡
〃	秋山 武平	43. 9. 28	月給11円、44. 4. 1より12円	明治43年4月より(別)2円支給、明治43年5月30日辞退
〃	十亀 又八	43. 9. 28	月給11円、大正2年4月より15円	大正2年4月より15円
〃	武田 源吾	大正3. 12. 12	月給14円	〃 3. 12. 12退職
〃	高橋 宗	5. 9. 18	月給13円	大正4. 8. 16収入役となりたるを以て退職
〃	世良孝之助	5. 9. 28	月給12円、大正6年5月より14円	大正6. 1. 15辞職
〃	秋山 程助	5. 4. 1	大正6年4月より16円、7年8月より19円	大正7年4月より月給17円、大正8年7月より22円
〃	飯尾 織太	6. 3. 31	月給12円、大正6年5月より13円、	大正8年7月より24円
〃	秋山 与市	8. 12. 1	月給20円、手当10円	大正7年4月より16円支給、8年5月15日退職
〃	渡辺 教一	12. 8. 21	月給35円	昭和5. 2. 7退職
農業者	山川其枝太	12. 4	月60円	大正14年3月退職

出典：第2表に同じ

第四表各大字別町会議員数

当 選 年	明 理 川		喜 多 台		円 海 寺		壬 生 川		大 新 田	
	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
1914(大正 3)	1		1	1			3	4	1	1
1918(大正 7)	1		1	1			3	4	1	1
1922(大正11)	1				1		8		1	

出典：第 2 表と同じ

注① 1922 (大正11) 年の選挙は等級制が廃止されている。

給助役が存在した⁽⁴⁾。書記は時期によって異なるが三〜四名、使丁が二〜三名、さらにその下に臨時雇がいた。なお吏員ではないが、町会議員は一二名で、戸数の多さを反映して大字壬生川出身議員が半数以上を占めていた(第四表)。

壬生川町の名誉職町村長の具体的なあり方を一色耕平を中心にまず経済的側面よりみてみよう。

名誉職の要件の一つはいうまでもなく「無給」ということであるが、この原則が維持されるならば、名誉職町長とか名誉職助役は全く経済的に余裕のある者に限定されてくる。一色耕平以前の村長がどの程度の経済的位置にいたかは不明であるが、第二表によれば、村長も助役も壬生川村が誕生した時点より給料ではなく報酬として一定程度の金額が支払われていた。しかも彼等の報酬額は有給の収入役や書記の給料よりもはるかに多かった。初代村長一色範美の報酬額が九〇円、初代助役岡田村太の報酬額が八四円、これに対し同時期の収入役越智要吉、書記一色六左衛門(一色耕平の前名)の年給料額が共に四八円であるから、その差異は歴然としている。即ち壬生川村(町)においては町村制施行当初より、「無給」という名誉職の理念と実態は大きく乖離していた。要するに壬生川町の場合、役職の重さに応じて報酬が支払われていたのである(勿論名誉職の場合、有給吏員のような退職料はない)。

一色耕平の場合はどうか。一色耕平は、一八五九(安政六)年五月二〇日明理川に

生れ、一六歳で父を失い、母を助けて家業の農業に従い二町歩の田畑を耕した、といわれている^⑤。その後大正期には三町歩程度の土地所有があったと思われるが、いづれにしても大きな地主ではない。

第五表は、一九二四（大正一三）年時の壬生川町での田畑所有規模を数字で示したものである。一色家は、大字明理川では石原家の一一町歩余、越智家の六〇七町歩につづく三番目の地主であるが、壬生川町全体では大字壬生川の越智家の四四町歩余を最高に五町歩以上の地主が一戸あり、一色耕平家は三町以上五町以下のまとまり一四戸の一つにすぎない。一色耕平が村（町）役場の吏員として活動しだしてからは、田畑のほとんどを小作にだしていたと考えられるから、三町歩程度の田畑の小作料のみでは、けっして遊んでくらせる身分ではなかったろう。経済的には小地主といえようか。

したがって全く無報酬で壬生川町の多忙な行政運営をとりしめることはできない。むしろ一色耕平は行政事務処理能力のある町長としてそれ相応の報酬をうけていた。たとえば明治四五年壬生川町歳出予算の中で町長一色耕平の報酬は年三二四円四六銭三厘（歳出予算全体の四・六％）であり、収入役世良忠太郎の給料が年額一五六円、書記四人分の給料が年額六四八円（一人平均一六二円）であったことを比較すれば役職相応に高額になる。さらに明治四五年予算では、実費弁償額の項目で、四五円が町長・助役・委員実費弁償額分、七五円五三銭八厘が町長交際費として計上されていた。一色耕平の報酬は愛媛県下の町村長のそれと比較しても遜色のないものである。第六表は、一九二三（大正一二）年現在の愛媛県下各郡の町村長の月額報酬を示したものである。一九二三（大正一二）年段階での一色耕平の年額は八四〇円（月になおせば七〇円）であり、第六表でみる限り周桑郡では最高の報酬を得ていたことがわかる。さらには県全体でも高い方に属する。

第五表 壬生川町畑所有分配表 (大正13年)

種目	大字名						合計
	田畑5反歩未滿所有	5反以上1町未滿	1町以上2町未滿	2町以上3町未滿	3町以上5町未滿	5町以上10町未滿	
田畑5反歩未滿所有	世帯數積 23町 ²³ .6204	世帯數積 20町 ²⁰ 3.3110	世帯數積 8町 ⁸ 1.4818	世帯數積 41町 ⁴¹ 6.8605	世帯數積 14町 ¹⁴ 3.1817	世帯數積 106町 ¹⁰⁶ 21.0424	
5反以上1町未滿	世帯數積 4 3.2714	世帯數積 4 2.5707	世帯數積 1 .7508	世帯數積 8 12.4612	世帯數積 11 8.5528	世帯數積 28 27.6209	
1町以上2町未滿	世帯數積 4 5.3917	世帯數積 4 6.2624	世帯數積 2 3.2908	世帯數積 5 6.3811	世帯數積 4 6.3711	世帯數積 19 27.6611	
2町以上3町未滿	世帯數積 1 2.9613	世帯數積 3 7.2426	世帯數積 1 3.1622	世帯數積 7 16.7724	世帯數積 1 2.9504	世帯數積 12 29.9407	
3町以上5町未滿	世帯數積 3 10.0700	世帯數積 2 8.5525	世帯數積 1 28.5014	世帯數積 5 15.9123	世帯數積 3 12.0711	世帯數積 14 49.7821	
5町以上10町未滿	世帯數積 1 7.1006	世帯數積 1 13.2208	世帯數積 1 13.4314	世帯數積 4 28.5014	世帯數積 1 5.3722	世帯數積 6 40.9813	
10町以上20町未滿	世帯數積 1 11.0725	世帯數積 1 13.2208	世帯數積 1 13.4314	世帯數積 1 13.4314	世帯數積 1 10.0500	世帯數積 4 47.7817	
20町以上30町未滿	世帯數積	世帯數積	世帯數積	世帯數積	世帯數積	世帯數積	
30町以上50町未滿	世帯數積	世帯數積	世帯數積	世帯數積 1 44.5500	世帯數積	世帯數積 1 44.5500	
50町以上	世帯數積	世帯數積	世帯數積	世帯數積	世帯數積	世帯數積	
合計	36 38.9813	35 48.2816	12 8.6926	72 144.8413	35 48.5703	190 289.3811	

出典：『壬生川町農業基本調査書』14~15頁

大正期の名誉職町村長について

第六表 愛媛県下各郡町村長報酬月額一覧

(大正12年現在)

郡別	最高	最低	平均
温泉	75(円)	10(円)	39(円)
越智	83	17	40
周桑	70	20	53
新居	83	25	59
宇摩	67	26	44
上浮穴	100	11	42
伊予	74	20	44
喜多	125	8	51
西宇和	83	8	40
東宇和	83	17	45
北宇和	85	10	59
南宇和	85	60	72
町村平均			47

出典：「海南新聞」大正12年6月24日付記事「本県各郡の町村長給」

注：①有給町村長の給与は含まれない。

②上記記事では「給料」としているが名誉職町村の場合は給料はなく、報酬が支払われる。

以上の如く、石川一三夫氏も指摘しているように、名誉職と有給との差異は実際上の金額においてはきわめて漠然とした境界の不明なものであった。

一色耕平の名誉職町長としての相応の報酬は、町長になるまでの村役場での長年の経験と名誉職町長としての長期間の活動にもとづいている。一色耕平は、壬生川村が明理川、喜多台、円海寺、大新田を合併し、新たな壬生川村が出来た以前の1887(明治20)年九月一八日から1890(明治23)年一月二八日まで壬生川村外四ヶ村戸長役場の筆生をつとめ、1890年一月合併した壬生川村でひきつづき書記をつとめた。そして1894(明治27)年八月二七日、書記より一挙に村長に選ばれ、翌年六月までその職をつとめることになる。村長に就任した年は、その

年七月二五日の豊島沖海戦を戦端とする日清戦争が開始された年である。日清戦争は、町村行政機関が軍事公債募集・兵員召集・馬匹徴発、軍資金・物品の献納、在郷軍人優待会、戦勝祝賀会、凱旋祝賀会などではじめて戦争動員の一翼を担った戦争であった。それだけに町村役場では後の日露戦争の比ではないにしても多忙をきわめ事務処理能力が問われた時期である。一色耕平は日清戦争開始約一ヶ月後に村長に就任し、日清講和条約批准

書が交換された約一ヶ月後に村長の職を退くことになる。おそらくこの時期一色耕平の行政能力が遺憾なく発揮されたのであろう。村長退職後、一八九六（明治二九）年には壬生川村々会議員、壬生川村農会長をつとめ、翌一八九七（明治三〇）年周敷、桑村両郡が合併した際には一村一名の郡会議員に選出されている。その後一八九八（明治三一）年四月壬生川村名誉職助役として再度村役場に入り、岡田村太村長のもと一九〇一（明治三四）年一月までつとめ、一月壬生川村に町政が施行された際には初代町長に就任する（逆に岡田村長は同年二月名誉職助役となる）。以後二三年半の間、一色耕平は名誉職町長として、壬生川町政を指導していくことになる。以上の如く一色耕平の場合、一八八七（明治二〇）年より間隙はあるが、三〇数年にわたって戸長役場、村役場、町役場での行政に携わっているのである。

次に名誉職町長としての一色耕平の町役場での服務態度についてみてみよう。

一九二〇（大正九）年二月一四日、一色耕平は午後四時半より助役以下吏員一同を集め次のような注意を与えている。¹¹

- (イ) 出勤ノ件、出勤簿検印ヲ怠タサルコト
- (ロ) 欠勤届ノ理由ヲ事実ヲ書クコト
- (ハ) 吏員ハ洋服又ハ着袴、一般人ト判明シ易ラシムコト
- (ニ) 各掛毎日收受ノ事件ハ、可成即日片付ルコト、三日以上ヲ要スルトキハ町長ノ許諾ヲ受ケ置クコト
- (ホ) 役場内ノ計画等ハ在勤中ハ勿論、解任後ト雖モ他へ洩スベカラサルコト
- (ヘ) 宿直ヲ実行シ、火急ノ要務ヲ欠カサルコト

(ト) 買物注文ハ金錢ノ多少ニ拘ラス、他へ出張モ町長ノ許諾ヲ得ルコト、物品貸借モ同様

(チ) 他へ出張ノトキハ復命スルコト

一九一一年(明治四四)年九月、内務省令で市町村吏員服務紀律(全五条)が制定されているが、一色の注意はこの内務省令を壬生川町に即して具体化したものであった。

一色はこれらの服務規律を率先して実行したようである。一色はきわめて勤勉であり、公私の分別に厳しく、さらに金錢に潔癖な町長であった。毎日、七、九時の間に町役場に出勤した。町役場への出勤は、日曜・祝日もほとんど関係がなく行われた。ちなみに一九一五年(大正四)年の日記をみると、年五一回の日曜日の内、東京や他地域出張の日を除き町役場に出勤しなかった日曜日は県會議員選挙運動中の二回にすぎない。出勤の際は着袴であった。日露戦後より明治末にかけて壬生川尋常高等小学校に通学していた秋川勇藏氏の回想によると、大字明理川の自宅をでて大字壬生川の町役場に向う一色町長の姿は、紋付の羽織に袴をはき山高帽を冠むり、それに黒の深ゴム靴を履いてという姿であった。¹²⁾一方、金錢的には極めて公私の分別にきびしく、あらゆる機会において領収書や出納記録を必ず残している。

このような気質のために、町役場吏員が怠惰な行為をした場合には厳しい態度でのぞんだ。大正期の「一色耕平日記」には、助役・収入役・書記・使丁らの無断欠勤等の行為に対する批難と慨嘆がところどころにみられ、町役場吏員の監督に頭を痛めていたことがうかがえる。

例として一九一六年(大正五)年一月の「一色耕平日記」より町役場吏員にかんする記事をひきだしてみよう。一月一日元旦早々腸チフス患者が町内に発生し、一色は衛生担当の書記に通知するが、この書記は「朝カラ飲酒耽溺ノ返

事」で午後一時にやっと出勤し、日光消毒は延期になる。翌二日には助役は当直であるのに欠勤、午後三時先述の書記は助役との折合の悪さを理由に辞任のため町役場に出頭する。一月六日には一色は出勤の途中この書記の家に立寄り書記留任を勧説し、さらに「飲酒ノ過度」を忠告する。翌七日さらに一色はこの書記に対し留任勧告の手紙を送る。一月一四日の日記には「小使怠慢（中略）桑苗代喜多台三軒、明り川三軒受取ニヤリシニ午后二時半漸ク帰場、実ニ怠慢ナリ」の記事がある。一月一六日には、役場雇人である女性が昨一五日夕方より丹原町の活版所に行った際の賃金が夜になったのだから一〇銭では過少ではないのかと質問してきたのに対して、「過少ナラズ当り前ナリ、併シ払ワントハ言ハヌガ度々賃金ノ少ナキヲ云フガイナラ将来ヤメルガヨカロウ、役場ニハ少々デモ儲ケサシテヤリタイト思テ使タノダ、内ニ居ツタラ何程取レルカト叱咤」している。

当時の町役場は、町長、助役、収入役、書記三〜四名、使丁二〜三名の総勢八〜九名とこれに臨時雇で増大して行く行政事務をこなすことが要請されたから、吏員の怠慢を見過すことはできず、一色耕平は長年の役場事務経験をもとに細かな点まで吏員を指導した。

役場吏員の事務分掌は定まっていたと思われるが（たとえば大正中期の壬生川町役場においては兵事事務は助役が担当していた）、はっきりとは分らない。ともかくも、一色は役場事務のあり方を課題として考えていたらしく、一九二三年五月、一時町長を退職した際の郡書記宛の「事務引継書」には、次のように吏員の事務分担の刷新の必要性を述べている。

助役ハ名アルモ出勤稀ニテ事務ニ支障ヲ来シ、今日ニ至リ書記秋山程助病氣欠勤久シキニ涉リ、山川技手技術方面ニ尽シ役場ノ常務ニ充ダンシ難ク、雇人ヲ以テスルモ事務習熟セサル間支障常ニ止マス、自治ノ事務日ヲ遂フテ複雑トナル、此期ニ於テ事務分担ハ

勿論根本的刷新シ断行ノ要ヲ期シ居ルハ勿論、大事業各々片付年度代リノ準備方法ヲ定メ刷新ニ着手セントスル時際ナルヲ以テ更迭ノ際一層ノ刷新ニ努力ヲ要望スルモノナリ。

では、大正期の一色町長のかかえた行政課題とそれを推進していく場合の行政姿勢はどのようなものであったろうか。大正期の一色町政がかかえた問題は、煙害、予讃線問題、道路、壬生川港修築、農業改良、東予農学校問題、教育費国庫負担問題、避病舎建築、巡查住宅建築、産米検査問題、小作問題、その他の一般町行政問題など数が多く、これらを総合的に分析するだけの資料と力量を現在もちあわせていない。これらを全面的に分析することは今後の課題とし、いくつか特徴的な点についてのみふれておきたい。

一色は壬生川町の発展のためには、交通機関を中心とした社会資本の整備を第一義的に考えていた。そのために壬生川港の浚渫、道路網の整備などを行うが、最も力をいれたのは壬生川町への鉄道の敷設である。一色は鉄道を進歩の象徴と考えていた。一九二四（大正一三）年四月、一色は、当初予算と年度事業および町民への啓発事項を四〇七の数え歌にまとめあげた「当面の自治宣言書」を発行するが、その中には「七六 交通開け進み行く 七七 壬生川町の立場より 七八 根本的に改良を 七九 汽笛は何を教えるか 八〇 墮民を起たす警鐘で 八一 汽車は先進先覚者」の語がみえる。また一色は、一九一一（明治四四）年一〇月、政友会所属県議として予讃線速成運動のため上京した際、原敬鉄道院総裁に対し、「四国ハ御承知ノ通り四面環海ノ孤島ニシテ、強テ交通ノ困難ヲ感セサルヤノ人モアルカ存シマセンカ、港灣トシテ完全ノモノ殆ントナシ、陸上交通機関ハ一小部分ニシテ殆ントナシト云フ境遇デ、彼是行通ノ自由ナラサル故ニ人文ノ発展ヲ沮止シ産業振ハス、之レ鉄道ナキノ致ストコロナリ」、「鉄道既設地方ト未設地方トノ人文ノ状況、産業ノ振否ヲ對比セハ寔ニ慨嘆ニ堪ヘズ、若モ愛媛県カ既設地方ニ在ツタナラハ、他

ノ既設地方ト同一ノ發展若クハ夫レ以上ノ發展ヲ実地ニ見テ居ルカモ知レマセン¹⁹」と述べている。さらにまた、「壬生川町役場 大正十二年四月 鉄道開通ニ関スル雜書」(東予市中央公民館所蔵)に所載されている「国鉄壬生川駅開通につき壬生川町長一色耕平感想談」には、「鉄道は帝国の動脈で又生命ですから、之れか進展發達は国運文化の原動力なれば、之を利用の巧拙は地方盛衰の分岐となる」と位置づけている。

愛媛県政友会は、明治末期、国鉄予讃線速成運動を展開し、政友会所屬県議であった一色耕平(町村長と兼務していた)も、一九一(明治四四)年一〇月末から一月初旬にかけて上京し、鉄道院、政友会本部等に陳情運動を展開する¹⁹。このような運動もあって、一九一六(大正五)年四月予讃線は川之江まで延長され、一九一七(大正六)年には伊予三島まで、一九一九(大正八)年九月には伊予土居まで、一九二一(大正一〇)年六月には伊予西条まで、そして一九二三(大正一二)年五月になって壬生川まで開通することになる(駅名は壬生川駅であるが場所は多賀村三津屋)。

この壬生川駅ができるにあたっては一定の経過がある。一色は、町長として当然の立場として停車場を壬生川町内に設置することを望んだ²¹。しかし、壬生川町に設置することは技術上の困難性があり、当初鉄道院では壬生川町外の壬生川街道の南に停車場を設置することを予定していた²³。一九一九(大正八)年六月一五日、一色耕平は壬生川商工会長中川源太郎と共に鉄道院多度津建設事務所所長・技師をたずね、停車場を壬生川町へと陳情する²⁴。さらにその年一月二日には、中川と共に再度多度津へ行き、さらにその足で上京し、鉄道院や内務大臣へ陳情する²⁵。

この結果、壬生川町への停車場設置にはいたらなかったが、停車場は東南に接する多賀村三津屋に決定し、駅名は壬生川駅となることが決する。そして一九二一(大正一〇)年より本格的に側量がはじまり、町役場ではその後鉄道用地買収等級相談のため、町長一色、助役矢野、他の町会議員四名の委員を定め、さらに停車場側面道路建設、多賀

村との共同で汽車開通祝賀協賛会（会長一色耕平）設置など様々な事業にとりくむことになる。²⁸

一九二三（大正一二）年五月一日、一色にとつて念願の壬生川駅への開通式が行われ、この日、壬生川尋常高等小学校の生徒全員が日の丸の旗を手に一色耕平の作詞した壬生川停車場開通鉄道唱歌を歌いながら停車場まで行進し、²⁹壬生川商工会は景品付の大売出しを実施するなど祝賀行事が全町をあげて行われることになる。

第二に、一色耕平は町村自治ということを強烈に意識し行動する。「大阪朝日新聞四国版」大正一二年五月一日付は、一色耕平について、「直情径行、皮肉な憎まれ口を叩くことと清廉潔白とで東予の名物男といわれている」、と評しているが、一色は、県や郡に対しても理に合わないことについては、厳しく対峙した。そのことは後述する東予県立農学校問題において典型的にあらわれるが、その他のところでも、たとえば一九二一（大正一〇）年の日本青年館建設の際の一色の態度に明確にあらわれてくる。この年八月四日、周桑郡役所で郡長より、日本青年館を日本青年団の負担により明治神宮の側に建設するため、壬生川町は一五一円分担せよ、との要請が壬生川町青年団長でもあった一色耕平に行われた。²⁹大正期、全国的に地域の青年組織は内務省の指導による官製団体である青年団に編製替えが行われ、町村長がおおむね団長もしくは総裁をつとめた。「一色耕平履歴書」には、一九一三（大正二）年六月に壬生川町青年会長に就任していることになっており、³⁰おそらく壬生川町の青年組織もこの頃より官製団体の傾向を示しているのである。ともかくも、この郡長の要請に対し、一色は「建設発起人ハ日本青年員トアルモ、各町村共発起人ニナリシ覚ナシ、如何、又昨年代表上京、青年へハ明治神宮参拝ヲ代表シタルノミ、青年館建設発起人トナル権ヲ委任シタルコトナシト云フニアリ、依テ右ノ成立ヲ文、内両相及関係者ニ照会シ其真相ヲ促ヘテ然ル後事ヲ真重ニセントス、回答ニヨリ諒解ヲ得ハ各町村青年団總會ニ計リ謹答スル外ナシ」とつっぱねた。³¹この要請は、周桑郡役所が県の

指示にもとづいて行ったものであり、一色の抗議をうけ郡役所は県に対して、日本青年団が日本青年館建設を決議した経過を問合せた。これに対し県は、日本青年館建設を決議し、その発起人は日本青年団員である、との印刷物は、昨年各郡青年代表者が明治神宮参拝の時相談し決議したものである、との回答をよせた。周桑郡役所は、この県の回答をもとに八月一〇日まで醸金を決議してくれ、と壬生川町の名望家であった十亀又八を通じて一色に再度申し入れている。一色の怒りはとけなかった。一色は、「昨年各郡代表ハ明治神宮参拝ノ代表者ナリ、日本青年館建設発起人トナル権限ヲ委任セズ、之ヲ以テ解セハ代表者ノ越権、内務省カ青年ノ決議ノ如ク愚弄シ事憤レヌ青年ヲ奇貨トシテ事ヲ始メタル事愈明ナリトス、依テ何レ熟考ノ上返事スル」(傍丸原文)と十亀に答えている。³²さらに八月一六日、郡書記佐伯重が町役場を訪れ再度醸金決定を申し出たのに対し、一色は「国民ハ赤誠ヲ以テ尽シ欺瞞セラレテ為スベキニアラズ」と答えている。³³この後醸金が行われていくのか史料的に明確にならないが、それから半月後の八月三日、壬生川町青年団総会が開かれ、そこで一色は青年団長を辞職し、後任は団長より指名してくれとの要請により、青年団員である越智勝美を指名している。³⁴一色は、従来より町村青年団長および副団長は一般町村民である青年団員より選出すべきである、と考えていたらしく、その志向性からすれば団長を辞職することに不自然さはないにしても、時期を考えれば、明らかに日本青年館建設問題が大きく影響していたことは間違いない。

以上の如く、県や郡に対して町村自治の独自性を追求する一方、一色は町民に対しては啓発活動を重視した。

すでにふれた如く一九二四(大正一三)年四月、一色は当初予算と年度事業、その他町民に対する啓発事項を四〇七の数え唄にした「当面の自治宣伝書」を壬生川町自治会の名で配布した。³⁵この「自治宣伝書」は、「第一 自治財政の概況」、「第二 個人並公衆衛生」、「第三 保安」、「第四 思想の清濁」、「第五 自治と民風」の五部に分か

れ、各部毎に四〇〇一八の酒脱な数え唄になっていた。³⁷一色はこのように町行政の内容や公衆道徳をできうる限りわかりやすく町民に示そうとしたのである。これが一色流の民力涵養運動であった。

周知の如く、民力涵養運動が開始されるのは、一九一九（大正八）年三月一日、原敬内閣の内務大臣床次竹二郎が各府県知事に対して民力涵養の訓示を与えて以降である。要するに、その内容は、社会主義思想の普及、労資や地主・小作間対立の激増という動揺する社会情勢に対して、「健全なる国家観念を養成」し、官民および各階級が調和して勤儉力行の美風をおこし、生活の安定にむけて努力しよう、というものであった。³⁸

愛媛県では、同年六月、「国体尊重の観念を養成するに必要な読物の普及を図る事」など四一項目の「戦後民力涵養実項要目」を決定し、³⁹各市郡に対して実行機関を創設することを指導した。この結果、各郡では、実行会（温泉・越智・新居・宇摩・南宇和各郡）、戸主会（伊予郡）、力行会（西宇和郡）、遂行会（東宇和郡）などの名称の実行機関が一九一九（大正八）年秋につきつきと組織されてくる。⁴⁰周桑郡では郡および町村に自治会という名称の実行機関が組織された。⁴¹前述の一色が作成した四〇七の数え唄はこの壬生川町自治会の産物であった。

この民力涵養運動は、郡レベルでも町村レベルでも一つの宣伝運動として行われていく。一九二〇（大正九）年六月一八日、周桑郡役所で午前八時半から一二時まで、加藤拙堂の民力涵養講話が行われている。これに出席した一色は、「理屈へ上手ニ言フモ実行シ得ラル、モノナン」と日記に書きとめている。⁴²民力涵養運動は町村単位では消費節約など生活改善の宣伝運動として行われた。壬生川町では、各大字毎に自治会を開催し、町役場吏員、町農会技手、小学校長、巡査などを弁士に夜七〜八時ごろから一時半〜二時頃まで演説会が行われた。⁴³たとえば、一九二四（大正一三）年四月二三日の大字大新田稲井藤太郎方での自治会では、午後八時、六〇人の「生徒」を前に、宣伝唱歌

五組、小学校長の「国民精神作興の詔書」棒読の後、次のような弁士による演説が行われ、午後一二時に終了している。

勤儉貯蓄 渡辺教一（町役場書記）

肺結核ニ付て 世良孝之助（同右）

租税戸数^(三)ニ付て 秋山与平（同右）

租税取扱の責任 中路柳一（収入役）

現代ノ農業 山川其枝太（町農会技手）

現代の教育 越智波四郎（助役）

自治の進運 一色耕平^(四)（町長）

この運動での一色の演題は、自治主婦会での演題もあわせると、「自治について」、「自治の観念」、「農家の自覚」、「農業者の自覚に就て」というようなものであり、前述の一九二四（大正一三）年の「自治宣伝書」にもりこまれた考え方、すなわち、「一三 自治の制度は自由でも 一四 我儘勝手の事でなし 一五 法令規定に基いて 一六 自分と自団で為すことは 一七 他力を仮らず尽すこそ 一八 自治民人と自治体の 一九 官は干渉なざずして 二〇 監督為して居るぞかし 二一 若しも錯誤や怠慢で 二二 干渉受るは自治の恥」とする町村自治の原則と町村民のあり方を演説したものであったと思われる。

このように一色は精力的に活動するが、啓発活動は財政支出のほとんどもなわなない宣伝運動であっただけに、町民にどれほどの影響を与えたかは不明である。

次に、第三に、政府が民力涵養運動を提唱し、一色が精力的に啓発活動を行っていく背景、すなわち一色耕平ら大

正期の町村長が直面した新しい社会状況についてふれておきたい。一九二一（大正一〇）年三月二八日、郡長の召集により周桑郡役所で自治会長及支会長会議が開かれ、この会議で一色耕平は発言し、「民力涵養ニ関スル政府、地方官、国民、先進国ノ比較等ヲ述ヘ、形式ヲ排シ内容ノ充実ニ努メントシテ、茲ニ少数知識階級者ヲ優遇シ、多数負擔者ヲ顧ミサルハ却テ思想ヲ悪化セシメントシ、悪化ヲ忌ム者ハ悪化ヲ生ムモノナリト実例ヲ挙ケテ地方官及政府ニ貫徹ヲ望」んだ。⁴⁶ 一色のいう「思想ノ悪化」とは、「自治宣伝書」でいわれている「外来思想に真似かぶれ」、「我帝國の国体に悖れる思想」の「伝染」、具体的には社会主義思想の普及や階級間対立を助長する思想の普及をさしていた。一色は、このような「思想の悪化」は、為政者による不平等な政治のあり方がこのような社会状況をうみだしたものと、とした。⁴⁷

一色にとってこのような社会状況は決して他事ではなかった。現実にこの頃、東予地方においては地主―小作間の対立が激化の一途を辿っていた。一九一四（大正三）年秋から翌年を通して、産米検査実施をめぐる小作争議が新居・周桑・宇摩郡の各地域でおこった。⁴⁸ 一九一五（大正四）年は、九月と一〇月の二度にわたり暴風雨のため農作物の被害があり、これに加えて産米検査で多数の不合格米がでてくること予想されたために、周桑郡の農民たちは一月四日、産米検査の中止かさもなくば不合格米の県外輸出を認めよとの要求をもって驟雨の中蓑笠を纏って周桑郡役所におしかけた。その数約二千名。⁴⁹ この日午前三時、一色は丹原警察署詰巡查部長佐伯義麿、壬生川分署の村上巡査の訪問をうけた。佐伯らの急な訪問は、「本日農民郡役所ニ集リテ米穀検査施行ニ付郡長ニ陳情スル筈ニ付之ヲ止メテ必要アレハ惣代ヲ取りテ陳情セヨ、多数集合セハ解散ヲ命スベシト決定ニ付説諭セラレタシ」と要請のためであり、これに対し一色は、石原徳次ら三名を大字円海寺、喜多台へ、大字壬生川へは村上巡査を派して「郡役所行ハ

止ムベシ」と壬生川町の農民たちの行動をとめようとした。⁵⁰

このように小作争議や農民たちの運動に対して町村長はもっぱら説諭か仲裁を行うことが一つの役割になっていく。一九二二（大正一一）年、一色の住居のある大字明理川でも産米検査をめぐる紛議が発生している。この年二月、明理川の小作農民三六名が連署調印し、明理川部落産米検査員の仕方は酷に失するとし、知事に更迭願書を提出した。二月二五日、一色は明理川産米組合楼上でこれら三六名（ただし四名不参）と談合し仲裁にのりだし、石原清造ら明理川の地主連中とも協議の上、三月初旬和解にこぎつけている。⁵¹また、この年一月二三日、円海寺でこの年の作柄不良の結果による産米検査の寛大さを要求する吉井、周布、多賀、壬生川、国安、三芳、楠河の七ヶ町村農民大会が一千余名を集めて開かれる。一色は出席要請をうけ、一場の演説を行なっている。⁵²演説の中身は不明であるが、農民の要求に対する一定の努力を約束したものである。一色は翌二四日、周桑郡長を舎宅に訪問し、前日の農民大会の顛末を報告し、「四等米ヲ置キ之ニ適当ノ奨励米ヲ出ス事ニシタシ、県ノ是認ヲ求メテ呉レ」と依頼した。⁵³翌二五日、周桑郡役所で七ヶ町村長が集合し、一色を中心に協議の結果、「生産検査合格ノ下へ従前ノ等下へ四等ヲ更ク、出来ル限り合格セシムルコト」「四等通常ハ硯石三升奨励米ヲ適当ト認ム」などを内容とする産米検査の寛大な実施を決定している。⁵⁴

このように、小作問題の解決に一色は町長として努力するが、その後も地主―小作間の対立は後をたたなかつた。むしろ、農民運動は組織化が進行し、一九四二（大正一三）年九月六日には日本農民組合香川県連合会壬生川支部が壬生川町内に組織されるなど、この時期を前後して愛媛県下においては小作人組合が相ついで簇生してくる。⁵⁵そして昭和初期には、農民組合の声として「村長を監視せよ」、「地主村長を葬れ」、「産米検査を廃止せよ」、「煙害被害

者同盟を作れ」、「煙害金を百姓に渡せ」、「被害者の知らぬ煙害調査会を打破せよ」などの文言が「愛媛農民新聞」に登場してくるようになる。⁽⁵⁷⁾

しかし、この頃、すでに一色耕平は町長ではない。一九二四（大正一三）年七月九日、一色は、二四年間務めた町長を辞職する。⁽⁵⁸⁾ 満六五歳であった。したがって農民運動の昂揚という新たな事態への行政としての対応は一色以降の町長にゆだねられることになる。

- (1) 『壬生川町農業基本調査』（大正一三年）・東予市中央公民館所蔵・一、二四～三五ページ。
- (2) 「一色耕平履歴書」（東予市中央公民館所蔵）の記述による。
- (3) 東予市中央公民館所蔵。
- (4) 一九一三（大正二）年五月に助役となった矢野勤治郎（大字壬生川出身）は就任当初は名誉職助役であったが、一九一七（大正六）年四月より月額一六円の有給助役にかわったようである。理由は不明である。しかし矢野は、一九一九（大正八）年会社経営に参画し、町村制第六六条（有給町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ従事スルコトヲ得ス、有給町村長及有給助役ハ会社ノ重役又ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得ス）に抵触することになり、この年一月二二日の町会で有給助役条例廃止を決定し、矢野は名誉職助役に就任した。
 「一色耕平日記」大正八年一〇月二日、十一月二日付。
- (5) 玉井豊『愛媛篤農伝』二四三ページ。
- (6) 大字明理川での聞きとり調査による。
- (7) 壬生川町役場「大正元年分 町会書類合綴書」（東予市中央公民館所蔵）
- (8) 石川二三夫「名誉職自治の理念と実態―明治地方自治制度論に關する一視点―」『日本史研究』一五一ページ。
- (9) 町長就任以前の「一色耕平の履歴」部分は、次の史料による。
 「一色耕平履歴書」（東予市中央公民館所蔵）、玉井豊『愛媛篤農伝』二四三～二四六ページ、東予市壬生川公民館『社会教育資料 学級のあゆみ』。
- (10) 拙稿「日清戦時下の京都と尚武義会」（秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』所収）参照。
- (11) 「一色耕平日記」大正九年二月二日付。
- (12) 「当時の町長さんは紋付の羽織に袴をはき山高帽を冠わり、それに黒の深ゴム靴を履いて毎日学校前を町役場に通勤されました。当時私等は黒皮の深ゴム靴を始めて見たのですが一般の人からも大変珍しがられ、道行く人も立ち止って見る程でした。何でも其靴は一色町長さんが当時問題になって居た四坂島の煙害問題で交渉の為、始めて東京に出張された時買いられたとの事でした。尚当時東京はお江戸と呼んで居り四國等には汽車の便がある

でなし、お江戸に旅行する時は水盃をして別れる頃でしたので、町長は官費でお江戸迄出発したのだと之又大変な評判でした。

此様に町長の出張や羽織袴に山高帽、足には靴を履いたのが町長の日常の通勤着であった等今の皆様には想像もつかぬ事と存じます。

(13) 秋川勇造「在校八年間の思い出」東予市立壬生川小学校『百年のあゆみ』七七ページ。

この書記については、二月四日もう一度書記として使つてほしいとの本人からの要請があり、「進ンデヤツテ見レバ出勤シテ可ナリ、併シ酒吞ハ止メルカ、スカリ滅酒セナクテハ他ノ信用皆無トナル」とざとし、復帰を許可した(「一色耕平日記」大正五年二月四日付)。しかしこの書記の無届欠勤はその後も頻繁におこつた。九月三日、避病舎の患者が死亡し、この書記に対し焼却、焼毒のため避病舎出張を命じることが、彼が病氣と称して他家に遊びに行つてゐることが判明し、一色の堪忍袋の緒が切れた(同大正五年九月三日付)。一色耕平の九月二日付、二六日付の日記には、この書記を名ざして「怠慢」とのみ記され、その後この書記は解雇されている。

(14) たとえば、一九二四(大正一三)年一月二四日の日記には、「一婦人役場ニ参リ戸籍上ノ事ヲ訪ねシ、助役越智波四郎戸籍ヲ出シ見せて閲覧料ヲ取ラス帰シタ、直チニ注意セシモ役場で見つてやつた計リニつき閲覧料ヲ要セナイト云フ、役場員カ見テ本人へ断セバ本人カ見タノモ同様ナリ、将来ヲ注意シタリ」とある。名譽職助役の越智波四郎は前年九月に就職したばかりであつたから、一色耕平は町役場のしくみと吏員の心得を越智に示したので

ある。

(15) 一九二三(大正一二)年五月一日、町長選挙が行われ、一色耕平と萩野金七が同数の六票となつたが、萩野が年長であつたことから萩野が町長になつた。しかし決戦投票なしに町長が選出されたことから一色派の人々はおさまらず、結局仲裁が入り一色、萩野、中川源太郎の三名を除外して人選が行われることになつた(「一色耕平日記」大正二年五月一日、一五日付、一八日付。「愛媛新報」大正二年五月七日付によれば、萩野をかついだのは中川源太郎を中心とした派であり、中川が「商工会派」で、一色は「農民派」であつたという。五月二日、壬生川町会で肥料商であつた越智和太郎が満場一致で当選するが本人は辞退する(「海南新聞」大正二年五月二六日付)。その後紆余曲折があるが、八月一〇日、越智茂登太、中川源太郎、渡辺静一郎、日野松太郎、西沢定義の仲裁により「一、一色耕平ヲ満場一致ニテ選挙スル事 二、候補出来レハ一ケ年ニテ譲ル事」が決定され(「一色耕平日記」大正二年八月一〇日付)、二日後一色は町長に当選し、復職している(明治三九年四月改正 壬生川町役場 諸員並吏員名簿)。

(16) 壬生川町役場「大正四年九月 事務引継書」(東予市中央公民館所蔵)。

(17) 東予市壬生川公民館『社会教育資料 明るい町づくり実践事例集(その二 先人の労苦を偲んで)』八〇九ページ。

(18) 拙稿「一色耕平『明治四十四年日誌』・候補者一色耕平事務所『明治四十四年選挙運動日誌』」同志社大学人文科学研究所編『社会科学』三六号、二五三ページ。

- (19) 同右 二四九～二五六ページ。
- (20) 『愛媛県史概説』上巻 四〇ページ。
- (21) 具体的には現在の東予市の本町のあたりである(東予市中央公民館長岸田武治氏の御教示による)。
- (22) 一色が一九一九(大正八)年六月一五日、多度津で鉄道院多度津建設事務所長負他信造、技師大原尚恒よりきいた技術上の困難について同日付の「一色耕平日記」は、「南北ノ幅狭ク、且新川土堤勾配アリ、鉄橋三尺其上ニ上ル、停車場六ヶ敷」とつたえてゐる。
- (23) 「一色耕平日記」大正八年六月二三日付。
- (24) 同右、大正八年六月一五日付、一六日付。
- (25) 同右、大正八年一月二日付～一日付。
- (26) 同右、大正一〇年一月一日付、九月七日付、一〇月一日付、一月一日付、二月五日付、一八日付、大正一二年二月六日付、二月二八日付、五月三日、六月二七日付、一〇月一六日付、壬生川町役場「大正一二年四月 鉄道開通ニ関スル雑書」(東予市中中央公民館所蔵)、壬生川駅開通祝賀協賛会「大正一二年四月 汽車開通祝賀協賛會員名簿」(同上)。
- (27) 東予市立壬生川小学校「百年のあゆみ」所収・矢野益男「母校の思い出」(八四ページ)。
 なお、一色耕平の作詞した歌詞は鉄道開通に対するよろこびと町民への宣伝をとにもりこんだ次のようなものである。
 国鉄四国の幹線は、吾人の期待年久し
 今や汽笛は耳朶を打ち、国煙吐いて汽車走る
 来る五月の一日は、壬生川駅の開通よ
- (28) 同右、二〇ページ。「大阪朝日新聞四國版」大正一二年五月一日付。
 雲にそびゆる石鎚の、嶺は行い前後
 交通機關が媒ちで、産業進み知は開け
 便利となりて民衆の、福ぶく顔で愉快なり
 彼地此の地と行きかひて、智識の進歩速かに
 産物互いに磨きあい、祝宴会は駅でする
 余興、淨瑠璃、競馬会、其の外幾多の催しよ
 商店熱烈記念して、景品附の売出しよ
 風姿堂々走る汽車、喜び迎えて諸共に
 万歳声裡に行く一步、急ぎましようや、壬生川駅
 (玉井十寸男「郷土の歴史」その一「壬生川地区」東予市壬生川公民館「社会教育資料住みよい「ふるさと」づくり先人に学ぶ」その九「市民総参加届けた資料あれこれ」二一ページ)。
- (29) 「一色耕平日記」大正一〇年八月四日付。
- (30) 「一色耕平履歴書」(東予市中中央公民館所蔵)。
- (31) 「一色耕平日記」大正一〇年八月一〇日付。
- (32) 同右、大正一〇年八月一六日付。
- (33) 同右、大正一〇年八月三一日付。
- (34) 同右、大正一〇年八月三一日付。
- (35) 「一色耕平日記」大正九年六月一七日付に次のような記述がある。
 一、午後二時青年团组织変更ノ為メ郡成年団々長及副団長会ヲ開ク。
 二、団長副団長ハ青年ノ内ヨリ取ルト否トノ議論甚盛ニシテ、結

局町村青年団長及と副団長ノ如キハ町村青年団ニ於テ決スベキ性質ノモノニテ郡ノ青年団ニ決議スベキ性質ノモノニアラス依テ町村青年団長副団長ハ町村青年団總會ニ於テ一般其町村民中ヨリ選舉スルコト、シ、人材選択ノ道ヲ広クセリ

この記述は一色の意見なのか、郡青年団々長及副団長会の話し合の内容なのか明確ではないが、いずれにしても一色がこの記述を肯定的に書いているのは間違いないように思われる。

(36) 東守町壬生川公民館『社会教育資料 明るい町づくり実践事例集』(その二 先人の労苦を偲んで)二一ページ。

(37) きわめてユニークなものであり、長くなるが全文を掲げておく。

当面の自治宣伝書

壬生川町自治会

第一 自治財政の概況

- 一 大正十三町予算 二 貳万と六千六百円 三 其総数の内訳は 四 役場費六千参百余 五 會議に要する貳百円 六 小学校費の其額は 七 壹万参千四百余 八 神饌幣帛参拾円 九 衛生費用か百五十 一〇 社会事業か六十五 一一 火災警報参百円 一二 勸業老百四拾五 一三 諸税と負担か九拾六 一四 基本財産造成は 一五 債務がある時積みません 一六 墓地管理給式拾円 一七 雑費か貳百と五拾六 一八 予備に充たる八百円 一九 伝染病の予防費か 二〇 催かに六百五拾円 二一 衛生組合青年団 二二 兵事支会や商工会 二三 軍人分会保安会 二四 漁業組合処女会や 二五 免因保護に自治協会 二六 以上の補助費か七百余 二七 債

- 務の年次償還か 二八 参千参百貳拾余 二九 之より歳入内訳は 三〇 財産よりいるものは 三一 参百五拾と九四余 三二 義務教育の交付金 三三 貳千九百と五拾八 三四 國稅の交付金 三五 九百と七拾七円余 三六 果費の補助か百参拾 三七 不淨の売却参拾八 三八 雑収貳百と七拾参 三九 技術囑託受入か 四〇 其金五百と貳拾円 四一 繰越式千と五百円 四二 地租附加税の其額か 四三 貳千と参百五拾七 四四 國稅營業附加税か 四五 壹千五百と九拾八 四六 所得税の附加税か 四七 五百と参拾貳円なり 四八 売棄附加税円未滿 四九 果稅營業附加税か 五〇 五百と八拾六円余 五一 果稅雜種附加税か 五二 参千四百と八拾七 五三 遊興税か五百円 五四 戸数割の附加税か 五五 九千と参百参拾余 五六 果稅壹円附加税は 五七 七拾錢に輕くした 五八 地租壹円の附加税も 五九 五拾貳錢と八厘 六〇 以上か歳入大体よ 六一 壹万参千四百余の 六二 教育費の其高を 六三 七百生徒に割あてば 六四 一人当りか拾九円 六五 戸数割の附加税の 六六 九千と参百拾余を 六七 戸數六百四拾八 六八 壹戸当りか拾四円余 六九 本稅壹円附加税か 七〇 其額壹円五拾錢 七一 人と家とに均等に 七二 すれば斯うたと形のみで 七三 實際富力と酌量と 七四 彼れや是れやに考えて 七五 入りては一家の財政に 七六 出でよは自治の財政を 七七 みんなか知りて諒解し 七八 兎角疑い起るのは 七九 半信半疑の所より 八〇 半知半解誤るぞ 八一 互いに知りて研究し 八二 議論倒れは抜にして 八三 自治發展に尽すこと 八四 寸時も互い

に怠るな 八五 之れを忘れて怠れば 八六 未来に躰を嚙む
 とも 八七 鷄鳴狗盜の後れ吠え

第二 個人並公衆衛生

一 身を刺す寒氣一過した 二 梅花は香りを失いて 三 桃
 と桜は美を競う 四 美酒や佳肴を携えて 五 西に東に千鳥
 足 六 暢気な人の野遊の 七 期節の過くるも間のあたり
 八 悪しき気候も其先に 九 油断を襲う伝染病 一〇 之れ
 人生の大敵で 一一 下痢と嘔吐に皮膚に皺皺 一二 眼は凹
 み顔手足 一三 血液滞りて蒼白に 一四 膀胱は達擧聲はか
 れ 一五 頭まは重く食欲は 一六 嫌に悪寒に発熱し 一七
 精神朦朧謔語で 一八 心臓弱りて死に至る 一九 之れそ
 大敵虎列刺病 二〇 あえぎあえぎのゴロゴロさん 二一 小
 児を襲うジフテリア 二二 赤痢のお尻で機関銃 二三 暴射
 に困しむ其苦痛 二四 天然痘の痘痕形 二五 濃汁と落痴も
 媒ちす 二六 針一本の防禦策 二七 種痘と時期に怠るな
 二八 傷寒坊の腸チフス 二九 身体倦怠口渇く 三〇 頭は
 重く食嫌に 三一 悪寒発熱謔語に 三二 苦しむ続き悪症そ
 三三 猖狂熱の過激さよ 三四 悪感発熱戦慄し 三五 咽頭
 痛み深紅色 三六 皮膚一面に細小疹 三七 産褥婦人も侵襲
 す 三八 急吐瀉悪寒体倦く 三九 頭や腰や関節が 四〇
 痛み苦しく食嫌で 四一 之れか嫌いなバラチフス 四二 起
 始急激が特徴で 四三 悪寒反覆寒染す 四四 体温暴騰四十
 一 四五 特異の斑状紫疹出る 四六 之れが発疹チフスなり
 四七 病菌血中唾液涙液 四八 皮膚粘膜や創傷や 四九
 侵入早きベスト病 五〇 流行性の強のもの 五一 脳脊髄膜

炎と云う 五二 以上が伝染十病で 五三 此の種の病か発生

たなら 五四 数百千の防禦費は 五五 皆町民の負担なり

五六 人の往来もすぐ止まり 五七 商売寂寥れて工業も 五

八 農業自然に同様に 五九 金と命の喪失で 六〇 教育不

振も免かれぬ 六一 総てに氣弱れするものだ 六二 出し甲

斐ぞある教育費 六三 費消甲斐なき衛生費 六四 御互い町

の人々よ 六五 朝夙く起きて内外の 六六 掃除万端清潔に

六七 汚物は絶えず汲みとりて 六八 下水は常に能く浚え

六九 年経る床下清潔に 七〇 飲み食い特に気を付けて

七一 病は口より入るものと 七二 人より伝染て苦みす 七

三 寢寐の寸時も油断すな 七四 衛生組合委員出来 七五

愈よ愈よ実行意思堅く 七六 交通開け進み行く 七七 壬生

川町の立場より 七八 根本的に改良を 七九 汽車は何を教

えるか 八〇 墮民を起たす警鐘で 八一 汽車は先進先覚者

八二 残りし煙りは落伍者で 八三 昼夜を分たす繰り返す

八四 各家は出入の口を掃く 八五 町と部落の出入口 八

六 各家の門戸と同じ事 八七 貝殻汚物を捨てる人 八八 考

えなき事珍らしや 八九 連担町にある家は 九〇 塵芥箱必

ず備え置け 九一 広島牡蠣の身の様な 九二 青鼻汁公道に

流れ這う 九三 見る人嘔吐を催ふすよ 九四 肺病患者は虎

列拉より 九五 尚おそろしき病氣なり 九六 酒の猷酬接近

や 九七 唾液手拭器具類や 九八 肺病健康両者とも 九九

互いに慎み注意せよ 一〇〇 人に移して利益なし 一〇一

受けたる者は迷惑で 一〇二 若しもさらばの其時は 一〇

三 根本的に消毒し 一〇四 余累を跡に残すなよ 一〇五

最初緩慢トラホーム 一〇六 言となるもあるぞかし 一〇七

常に注意を怠るな 一〇八 浴湯場に注意して 一〇九 下

を洗わず飛び込んで 一一〇 口中洗いに吐く 一一一 機

会々々見える事がある 一二二 立場と時代に考えて 一一三

今一層の公德を 一二四 誰れも気持のいいように 一一五

文明人士の行いを 一二六 後ればせにも望むなり 一一七

工場煙筒掃除して 一二八 煙塵飛散の減るよう

第三 保安

一世は段々と開けゆき 二 文化の進み美しく 三 道行く

人々左りゆく 四 杖持つ老人幼児まで 五 右往左往の迷い

なく 六 道行く斗りの事なし 七 準序正しく終始する

八 これ文明の人そかし 九 儀仗に勇み一致して 一〇 鎮

火防水努力する 一一 茅家の煙筒危険なり 一二 近所の煙

筒茅家にも 一三 心配りてお互いに 一四 改善設備するが

よし 一五 多忙で人なき其時に 一六 特に強風吹く時に

一七 油断なきよう火の用人 一八 小道小溝を取込んで 一

九 知らぬ半兵衛極めこむは 二〇 疊に面さす蚤の所為 二

一 自分の軒下高くあげ 二二 近所の迷惑知らぬ顔 二三

水の性質正直で 二四 逆あげすれば逆流れ 二五 人の迷惑

なる事は 二六 千万年でも辛抱する 二七 却説も奇特な誤

報邪よ 二八 口に加えし巻煙草 二九 風に危険厭いなく

三〇 燻らしながら自転車 三一 往来人々注意あれ 三二

長き物品括りつけ 三三 自転車飛す町の中 三四 大きな

お髻に纏帯 三五 路上に於て共進会 三六 腸氣加減は見苦

しや 三七 家業に励みて早からず 三八 狩猟の人か家敷内

三九 発射するのは危険です 四〇 考えられて然るべし

第四 思想の清濁

一 我日の本の民衆は 二 文明開化の智は走る 三 年立つ

毎に進みしも 四 欧州戦後の思想界 五 彼の地此の地と往

き来いて 六 見るもの聞くもの伝染 七 将聞純友夢の暴

八 伊井を刺したる雪血染 九 大久保刺されし紀尾井坂 一〇

板垣刺したる相原も 一一 大隈爆弾隻脚は 一二 西野に

刺れし森有礼 一三 星を刺したる伊庭の刀 一四 伊藤を撃

ちし安裏七 一五 原敬刺したる中岡ら 一六 彼れ等の行為

を考え 一七 時代と動機も異なるし 一八 智愚明暗別あ

れど 一九 自身の思慮の浅薄さ 二〇 遠大思想か悟られず

二一 短慮で乗気で誤りて 二二 千万歳に恥のこす 二三

今や思想は渾沌で 二四 労働時間は減じたり 二五 労金

多きは望ましし 二六 夫れでは事業は不引合 二七 全蹶短

縮事業界 二八 此所等か労資の協調で 二九 世は如何様に

濁るとも 三〇 仮令軍艦一呑に 三一 議員の顔を買収し

三二 製鉄所の首纏りや 三三 宝塚にて消え失せし 三四

郵便切手百余方 三五 著妾の数多くとも 三六 詳しく書か

ぬを花とする 三七 多数一般民衆は 三八 彼れ等の非違を

習い得て 三九 総ての点に蔓延し 四〇 智識階級濁れども

四一 滅過して用いん清水に 四二 人の非行を追跡し 四

三 利屈に考え草臥て 四四 議論倒れとならんより 四五

正義公道真先に 四六 一層齧を堅くして 四七 輕薄者流の

煽動に 四八 早惚丸呑消化せず 四九 悪劣思想は排斥し

五〇 最善思想は歓迎す 五一 実業道德基として 五二

進めにやならぬ人の道 五三 交通機関の展開と 五四 智識の啓発諸共に 五五 善悪共に波動受く 五六 外来思想に真似かぶれ 五七 我帝国の国体に 五八 悖れる思想は注意して 五九 金齲無欠の国体を 六〇 永世無窮に輝かす

第五 自治と民風

一 封建政治の劣悪に 二 怨嗟の夢は夙くさめて 三 明治維新の英断 四 欽定憲法発せしは 五 明治二十と二の年で 六 明治の二十三年に 七 自治の制度と成りしより 八 四民平等の世の中で 九 民権自由は義務がつく 一〇 尽さん義務に権利なし 一一 言論解放愉快でも 一二 責任持たねば屁の如し 一三 自治の制度は自由でも 一四 我儘勝手な事でないし 一五 法令規定に基いて 一六 自分と自固で為すことは 一七 他力を仮らず尽すこそ 一八 自治民人と自治体の 一九 官は干渉なさずして 二〇 監督為して居るぞかし 二一 若しも錯語や怠慢で 二二 干渉受るは自治の耻 二三 此所等に心を据え置いて 二四 鉄路は逐年延びて行く 二五 彼の地此の地に行きかいて 二六 物差人情風俗や 二七 優劣価格を比判して 二八 他所に後れを取らぬよを 二九 客のあたりに親切に 三〇 店頭の陳列注意して 三一 競争場裡に勉強し 三二 機先を制する第一よ 三三 一歩も後れぬ心がけ 三四 農産物の改善も 三五 最善種子を選抜し 三六 其程度に注意せが 三七 捻りて黄金の波をうつ 三八 副業養蚕海苔漁業 三九 此等の事業に全副の 四〇 要れてよいのは力瘤 四一 工業製作物品も 四二 精巧改善意を尽し 四三 時代進歩に後るるな 四四 教育進めて

智慮を増し 四五 実業励みて富を積み 四六 生活安定出来ざれば 四七 総ての事は空願め 四八 水火震災暴風病 四九 襲い来るも知らせなし 五〇 不時の考え起るなら 五一 勤儉貯蓄は最急務 五二 青年団員処女会員 五三 郷軍会員自治会員 五四 保安組合の方々も 五五 機を見て折に際会し 五六 指導と勸説切望す 五七 先づ大略の拾いかき 五八 要らざる事は取り外し 五九 足らざる点は書き加え 六〇 緩急前後に照し合い 六一 町人互に思いやり 六二 共同一致の歩を進め 六三 入りては一家を重んじて 六四 出でば公共共に 六五 細心善意に努めなば 六六 自治団体の発展も 六七 自治民風の改善も 六八 期して光明輝かん 六九 万歳期して努力せん 七〇 廻らぬ筆の拙なさに 七一 稜角あれば用捨なく 七二 叱正惜まず頼みます

(38) 前田蓮山編『床次竹二郎伝』五一三―五一五ページ。
 (39) 「大阪朝日新聞四国版」大正八年六月二六日付。
 (40)(41) 「大阪朝日新聞四国版」大正八年一月二九日付。
 (42) 「一色耕平日記」大正九年六月一八日付。
 (43) 「一色耕平日記」には各大字での自治会の内容を記述しているが、たとえば、一九二一(大正一〇)年四月一日の大字喜多台青年会堂での自治会は午後七時より一二時まで、翌二日には大字大新田稻井藤太郎方での自治会は午後三時稻井方に行き、開始時間は不明ながら午後一時半に演説会がおり、翌三日の大字壬生川小学校の自治会は午後八時にはじまり、一二時におわるなど、かなり長時間の演説会であった。

(44) 「一色耕平日記」大正一三年四月二三日付。

- (45) 同右、大正一〇年四月二三日付、大正一一年七月二四日付、大正一二年二月一七日付、二月二日付、三月一七日付。
- (46) 同右、大正一〇年三月二八日付。
- (47) 一色は、一九二六(大正一五)年に刊行した『愛媛県東予煙害史』の冒頭で、「桜花爛漫客絡繹樹下に群至し、爛醉洵然としてはならぬ時、之に反して天下の大政党大政治家を気取り、国民の尊敬と信頼を奇貨として、口には綱紀の肅正を呼号し乍ら森敵なる法廷に敵正の呵責に問はれ、懊惱青年の余習は延て広く馴致し、争議、殺人、斬取、騙り等の乱暴一種の習俗を為し、憂心怏々社会の現状快ならざる時、静座黙思し秃筆を呵して本史の編纂に着手す」と記している。
- (48) 『愛媛県史概説』上巻 三三三―三三八頁。愛媛県『米穀検査実施ノ小作問題ニ及ボシタル影響』。
- (49) 愛媛県周桑郡役所『愛媛県周桑郡制の面影』一一七―一一八ページ。
- (50) 『一色耕平日記』大正四年一月四日付。
- (51) 同右、大正一一年二月二五日付、三月三日付、三月八日付。
- (52) 同右、大正一一年二月三日付。
- (53) 同右、大正一一年一月二四日。
- (54) 同右、大正一一年二月二五日付、「大阪朝日新聞四国版」大正一一年二月二六日付。
- (55) 『愛媛県史概説』上巻 三六一―三六四ページ。
- (56) 一九一〇(明治四三)年八月二日、伊沢多喜男愛媛県知事は難航する煙害問題解決のため、妥協のための案件を被害農民側に

示した。この案件は、住友との交渉のための代表者をきめ、代表者は「賠償金は農民各自に分配を受けず、之を農事改良費に充用する事」等五ヶ条を被害農民よりあらかじめ権限の委任及承諾をうける事、となっていた(一色耕平編『愛媛県東予煙害史』六一―六二ページ)。この案は、農民側の激しい議論をへて農民側にうけいれられた(菅井益郎「別子銅山煙害事件」『社会科学研究』二九卷三号 一八八ページ)。この結果、一月月の住友との賠償契約成立後、賠償金は越智・周桑・新居・宇摩各郡各町村に割当られ、農業改良を主とした用途に充用され、農民個人には支給されない形をとり、この形態はその後の契約にもひきつがれていく。なお、壬生川町では、一九一一年(明治四四)年六月二九日の町会で「壬生川町農業改良奨励基金条例」を決定し、町にわりあてられた四一九一円余の賠償金(当時の町年間予算と比較すればその五六%)および将来交付をうける金額の全部を農業改良奨励基金として蓄積することにした(第一条)。そしてこの基金は特別会計とし、町の産業組合、水利組合、耕地整理組合、肥料共同購入組合に農業改良奨励資金として貸出され、それ以外は郵便貯金または銀行預金または國債証券購入にあてられた。さらに将来交付をうける賠償金の一〇の七、または基金から生ずる収入は、農業改良奨励のため、左記の範囲で支出されることになっていた。①肥料共同購入費の補助、②堆肥小屋建築費及緑肥栽培費の補助、③害虫駆除予防費の補助、④産業組合の補助、⑤農業に関する技術者の設置または農業に関する講習講話のための費用、⑥基金管理に要する費用、⑦農業の改良奨励に要する費用またはその補助(「一色耕平 明治四三年 第一回煙害妥協録」)。

(57) 愛媛農民新聞社発行「愛媛農民新聞」第一号(昭和三年一月一日)、二号(同年二月一日)、三号(同年四月二〇日)、四号(同

年七月二日)。

日)、二号(同年二月一日)、三号(同年四月二〇日)、四号(同

(58) 「一色耕平日記」大正一三年七月九日付。

二、東予県立農学校問題と一色耕平

次に、名譽職町長一色耕平の活動を郡単位で他地域の名望家層とのかかわりの中で見てみよう。

この場合についても、史料および力量の関係から一色耕平の活動すべてにわたって分析することはできない。周桑郡煙害調査会長としての活動等については他日を期さなければならぬ。

ここでは、一九一七(大正六)年より一九(大正八)年にかけて周桑郡の町村長をまきこんでおこった東予県立農学校問題の紛争をとりあげる。

紛争の経過を述べる前に一つの前提となる事実を記しておかねばならない。周桑郡の政治的雰囲気である。

第七表は、周桑郡ができて以降大正末までの県会議員選挙の状況を示したものである。周桑郡では一貫して憲政党—政友会の線が圧倒的な多数派を形成していた。県議候補は、周桑郡の政友会系名望家達の子選によって選出された。要するに、周桑郡では政友会の名望家集団が力を誇示しており、この体制は大正期を通じて崩れることはなかった。このことが、後述する東予県立農学校問題をめぐる紛争において背景として大きな影響力を及ぼしている。

①東予農学校問題の発端

愛媛県における中等学校は、明治後期に飛躍的に数を伸ばした。中等学校数は一八九六(明治二九)年では、県立

第七表 周桑郡議会議員選挙の状況

選挙年月	氏名	所属政党	得票数	住所
1899. 9 (明治32)	○大沢亀代太郎	憲政党	573	徳田村
	○兼頭鶴太郎	〃	522	田野村
	長谷部倉蔵	〃	350	小松村
1903. 9 (明治36)	○黒田広治	政友会	617	多賀村
	○青野岩平	〃	529	庄内村
	秋川治隆	中 立	392	
1907. 9 (明治40)	○青野岩平	政友会	696	庄内村
	○黒田広治	〃	531	多賀村
1911. 9 (明治44)	○越智茂登太	政友会	626	中川村
	○一色耕平	〃	626	壬生川町
	白石小平	進歩党	513	
1915. 9 (大正4)	○日野松太郎	政友会	691	吉井村
	○渡辺静一郎	〃	598	三芳村
	一色耕平	同志会系	544	壬生川町
1919. 9 (大正8)	○中川源太郎	政友会	622	壬生川町
	○日野松太郎	〃	615	吉井村
	黒河順三郎	憲政会	594	
1923. 9 (大正12)	○村上盛一	政友会	1,406	庄内村
	○越智茂登太	〃	1,340	中川村
	黒河順三郎	憲政会	1,179	

出典：『愛媛県議会史』才2巻 627, 636, 1192, 1223ページ, 第3巻 163, 902, 921ページより作成。

二、私立四であったが、一九一二(大正元)年には、県立一四、郡立七、市町村立五、私立一〇に拡大した。この増大の要因については、『愛媛県議会史』第三巻は、「根本的には日清・日露戦争後の日本資本主義の成立・発展に対応すべく県民の要望を原動力として生じた現象であったが、政府の『中学校令』『高等女学校令』『実業学校令』等による県立中等学校の設立指示とともに県当局の創設・運営費補助の支給とその上に設備充実・完備の暁には県立学校に移管するという公約に誘わ

れて創設されたものが多かった」と指摘している^③。東予地方（宇摩・新居・周桑・越智）で一九一四（大正三）年までに創設された中等学校をその学校の位置によって郡別に示したのが第八表である（ただし技芸学校は除く）。郡別の中等学校数は、新居郡三校、宇摩郡・越智郡各二校、周桑郡一校という内訳になる。県立学校は越智郡二校、新居郡一校、宇摩・周桑各郡には県立学校はない。周桑郡の場合、実業学校である郡立甲種周桑農蚕学校一校しか中等学校が存在せず、この点での東予地方での他郡との差異が後述する郡立周桑農蚕学校の県立移管運動の一因となっている。

ところで郡立学校の経営は、明治末から大正にかけて次第に厳しさをましていった。郡立周桑農蚕学校の場合でみてもよい。第九表は、周桑農蚕学校の前身である郡立実業補習学校開校時の一九〇一（明治三四）年から廃校となる

第八表 東予四郡中等学校一覽

郡名	学 校 名	開 校 年 月	備 考
宇摩	郡立宇摩農林学校 組合立宇摩実科高等女学校	明治三四・七 〃 四一・九	郡立宇摩農林学校として創設、明治三十九年上記名称となる 組合立三島女学校として創設、大正元年実科高等女学校として再発足
新居	郡立西条中学校 郡立新居農学校	明治二九・四 〃 三四・二	県尋常中学校東予分校として創設、明治三二年独立し西条中学校と改称 組合立西条実業女学校として開校、明治四一年新居郡立高等女学校と改称、四二年上記に改称
周桑	郡立周桑農蚕学校	〃 三六・四	明治三四年郡立実業補習学校として創設、三六年郡立農林学校として開校 四〇年養蚕科を設置し郡立農蚕学校となる
越智	県立今治中学校 県立今治高等女学校	〃 三五・四 〃 三二・四	県立西条中学校今治分校として創設、三八年県立今治中学校として独立 町立今治高等女学校として創設、明治三三年県立移管

出典：愛媛県教育委員会『愛媛県教育史』第一巻、二巻

第九表 郡立周桑養蠶学校経費の変遷

年 度	經常費	臨時費	計(A)	全経費中 国庫補助金 (円)	全経費中国庫 補助金の割合 (%)	全経費中 県費補助金 (円)	全経費中県費 補助金の割合 (%)	国庫県費補助 金の合計(B)	B A	全経費中 郡費(C)	出 郡 費合計(D)	C D
1901(明治34)年度	800(円)	14(円)	814(円)							814(円)	1,554(円)	52.38%
1902(* 35) * *	1,144		1,144	0	0	519	45.37	519	45.37	625	1,554	21.72
1903(* 36) * *	1,871		1,871	125	7.96	933	49.87	1,058	56.55	813	2,895	28.08
1904(* 37) * *	1,839		1,839	250	13.59	914	49.7	1,164	63.3	675	2,455	27.49
1905(* 38) * *	2,072		2,072	250	12.07	829	40.01	1,079	52.08	993	2,820	35.21
1906(* 39) * *	2,438		2,438	250	10.25	975	39.99	1,225	50.25	1,213	3,785	32.05
1907(* 40) * *	2,731	5,796	8,527	250	2.93	2,561	30.03	2,811	32.97	5,716	9,747	58.64
1908(* 41) * *	7,408	1,279	8,687	250	2.88	2,900	33.38	3,150	36.26	5,537	11,266	49.15
1909(* 42) * *	6,715	4,115	10,830	250	2.31	3,726	34.4	3,976	36.71	6,854	13,527	50.67
1910(* 43) * *	6,767		6,767	250	3.69	1,958	28.93	2,208	32.63	4,539	9,984	45.66
1911(* 44) * *	6,929		6,929	250	3.61	1,864	26.9	2,114	30.51	4,815	10,928	44.06
1912(* 45) * *	6,978	719	7,697	250	3.25	1,995	25.92	2,245	29.17	5,452	12,177	44.77
1913(大正2) * *	7,052		7,052	375	5.32	1,621	22.99	1,996	28.3	5,056	11,535	43.83
1914(* 3) * *	6,872	219	7,091	500	7.05	1,215	17.13	1,715	24.19	5,376	11,644	46.17
1915(* 4) * *	7,005		7,005	500	7.14	824	11.76	1,324	18.9	5,681	11,434	49.69
1916(* 5) * *	7,331	3,600	10,931	700	6.4	1,902	17.4	2,602	23.8	8,329	15,889	52.42
1917(* 6) * *	7,565		7,565	1,000	13.22	839	11.09	1,839	24.31	5,726	13,427	42.65
1918(* 7) * *	8,686	1,261	9,947	500	5.03	2,134	21.45	2,634	26.48	7,313	17,587	41.58
計	92,203	17,003	109,206	5,950	5.45	27,709	25.37	33,659	30.82	75,547	165,532	45.64

支		出		費	
1919(大正8)年度	2,331	2,331			
1920(「7」)	1,137	1,137			

出典：愛媛県周桑郡役所『愛媛県周桑郡制の面影』（1923年3月発行）
56～57ページ、80～86ページより作成。

一九一九（大正八）年の前年までの学校経費の変遷をみたものである。国庫補助金は一九〇三（明治三六）年より支給されるが、ほぼ横ばいである。県費補助金は当初は全経費の四〇％台であったが、次第に漸減し一〇％台までおちていく。金額の上でも一九一〇（明治四三）年以降漸減していく。これに対し学校経費中郡費の占める割合は当初は二〇％から三〇％台であったが、郡立周桑農学校が養蚕科を加えて郡立周桑農学校に改称した一九〇七（明治四〇）年より割合は五八％になり、金額の上では前年の約四・七倍になった。そしてその後も郡費中郡立周桑農学校経費の割合は、恒常的に四〇％から五〇％台となっていた。大正初期、全県的に郡立学校の県立への移管の動きが発生した時、周桑郡でもこの動きに乗ろうとしたのは、このような郡立学校の経営の困難さも一因にあったのである。郡立学校の経営の困難さはほぼ全県的状况であり、このことが次に述べる郡立学校の県立移管問題をうみだしている。

一九一四（大正三）年一月二日より開かれた通常県会において東宇和郡選出県議緒方陸朗ほか一〇名より「郡立実業学校整理ニ関スル建議」が提出され、満場一致で可決された。内容は、実業教育の振興と郡の財政困難妥解のため、東宇和郡立農蚕学校と東宇地区の三郡の郡立農学校（宇摩郡立農林学校・新居郡立農学校・周桑郡立農蚕学校）

の中一校を県立に移管すべきである、というものであった。この県会では、喜多郡立高等女学校（大洲）と新居郡立高等女学校（西条）を県立に移管すべきであるとの建議案、県立工業学校設立の建議案も満場一致で可決された。⁵

しかし、これらの建議はすぐに実施されることもなく、翌一九一五（大正四）年一月の通常県会では、政友会の清家吉次郎より、県郡立学校の整備のため「県ハ一大英断ヲ以テ明年度ノ通常県会ニ整理案ノ発表ヲ望ム」との建議案が提出され、採択された。⁶

その後、郡立学校の県立移管問題は、一九一七（大正六）年一月、その年一月に着任した若林齋蔵知事が、整理案提出の姿勢をみせ、しかもその内容が通常県会を前にして事前にもれたことからこの問題での紛擾が始まることになる。一月一二日付「海南新聞」は、県立農業学校は二校増設し、その内一校は南予において東宇和郡立農蚕学校を県立に引直し、東予においては現在の乙種の新居郡立農蚕学校を廃止し、県立農業学校を新居郡内に新設する、というニュースを伝えている。⁸

このような風説が伝えられたことにより、周桑郡では強力なまき返し運動が、すなわち周桑郡立農蚕学校の県立移管運動が郡全体で活発に行われることになる。「一色耕平日記」によれば、一月六日町村長打合会を郡役所の所在地である丹原町で開き、天谷虎之助郡長より「農蚕学校問題ニ付テモ極力諸君ト共ニ尽力スル」との言明を引出している。⁹ また、一月九日、丹原町神宮奉斎会の社殿で周桑郡有志大会が開かれ、次の方針が定められた。¹⁰

一、農蚕学校県立引直シノ目的ヲ達センカ為メニ機宜ノ運動ヲ為スコト

二、運動費ハ各町村ノ負担トスルコト

三、運動ニ付委員ヲ選定スルコト

大沢亀代太郎、青野岩平、一色耕平、渡辺静一郎、日野松太郎、越智茂登太トス
 四、後日郡民大会ヲ開クコト

大沢は徳田村長、青野は元県会議員、渡辺は三芳村長、日野は吉井村長、越智は中川村長であり、明治四〇年代からの住友煙害問題の際にも郡の中心的役割をはたす名望家達である。¹¹⁾ さらに一色耕平は、一月一日に周桑郡国安村出身で政友会所属衆議院議員河上哲太に対し、内務省・文部省への働きかけを手紙で依頼している。¹²⁾

その後陳情書等で表明されていく周桑郡の町村長・名望家層の言い分はこうである。¹³⁾ 周桑郡は東予地方(宇摩・新居・周桑・越智各郡)のほぼ中央部にあり、交通至便なところである、ところが、新居郡には、すでに県立西条中学校があるのに対し、周桑郡には県立学校は一つもない、愛媛県では山間僻在の二、三郡を除けば各郡市には県立学校は一ないし二、三校設置されている、これに対し山間僻地でないにもかかわらず周桑郡では一校の設置もない、そのような状況を無視しなですでに県立学校のある郡にさらに県立の農学校を新設しなければならないのか、これは頗る不公平な処置である、と。要するに「不公平感」、これが周桑郡の運動をささえた精神であった。その事は、翌年一九一八(大正七)年九月五日、壬生川町の料亭方蔵楼で新居郡の小野寅吉県議(政友会)より極秘の個人意見として「農学校ノ代リニ原蚕種製造所ヲ取ルコトニシテ如何」と提案された一色ら周桑郡の運動委員が、「御厚意ヘアリカタクモ本郡ハ当初ヨリノ目的ヲ変セス、利益問題ニアラス、人權問題ナレハナリ」と述べた事に符合する。¹⁴⁾

ともかくも、県立農学校が東宇和郡と新居郡に設置されるという風説を聞いた郡立学校をかかえる周桑・新居・喜多・東宇和など各郡の町村長らは、通常県会開会の一月二〇日を前後して松山に集合し、様々な工作を行った。周桑郡では、県議である日野松太郎(吉井村長)と渡辺静一郎(三芳村長)のほかに徳田村長大沢亀代太郎が県会開会

当初より松山にはりつき、一月下旬より一色耕平、中川源太郎（周桑郡郡会議員）、日浅岩兵衛（楠河村長）、越智茂登太（中川村長）、青野岩平、守口周策（丹原町長）が続々と松山に集合し、政友会幹部の清家吉次郎（北宇和郡選出県議）、深見寅之助（越智郡選出県議・県会議長）と連携し工作を進める一方、憲政会幹部御手洗忠敬等に接触し協力を要請し、他郡からの運動員とも情報を交換し対策を練った（一色耕平の場合、一月一三日から一八日まで、一月二九日から二月一七日まで松山に滞在し精力的な運動を展開している）¹⁶。

このような動きの中で一月二四日からの通常県会で愛媛県当局は次のような郡立学校整理案を提出する。①南予の東宇和郡立農蚕学校を大正七年度より県立に移管する、②東予には設備完備の農学校がないので、現在の宇摩郡立農林学校・新居郡立農業学校・周桑郡立農蚕学校とは別に新たに県立の甲種農業学校を創設し、その建築費として八万五千余円、すなわち大正七年度に四万四千余円、大正八年度に四万円余を継続支出し、同校を大正八年度に開校する¹⁷と。東予における農業学校の場所を特定してはいないが、新居郡内が想定されていることは明らかであった。

この問題では政党も対応に苦慮した。県会に大きな勢力をもっていた政友会は、当初四校併進主義という立場をとった。四校併進主義とは、東宇和郡立農蚕学校、喜多郡立高等女学校、新居郡立高等女学校、周桑郡立農蚕学校を併行して県立に移管し、このことよって各郡の利害のバランスをとるという案である¹⁸。政友会らしい「積極主義」である。しかしこの案は財政上の現実可能性の上で問題があり、また新居郡が一月月末に、新居郡立高等女学校の県立移管ではなく、あくまで新居郡内に県立農学校を設置するという方針を政党を超えて明確にしたことにより、崩壊していく。この結果、県会審議に先だつ郡立学校整理案についての県会の委員会では、東宇和郡立農蚕学校の県立移管のみ認め、東予における県立農学校新設は否決することを政友会・憲政会の賛成で決定した¹⁹。

このようにして政友会は、東宇和郡立農蚕学校県立移管賛成、東予農学校新設否決の線で自派をまとめようとする。しかし新居郡の政友派はこの方針に納得せず原案維持の方針に固執したため、結局この方針を党議とすることができず、この方針は漠然たる申し合せにとどまることになった。一方憲政会では、もともと政友会の「積極主義」路線をよしとせず、支部長高須峰造は原案賛成の方向で動くが、結局の所自主投票になった。²³ 二月二十五日、この問題での県会審議がはじまり、西宇和郡選出県議清家俊三(政友会)は、南予の東宇和郡立農蚕学校の県立移管は認めるが、東予の農学校設置については大正八年度の予算を編成する迄約一ヶ年延期する(すなわち東予の農学校の予算は廃案とする)動議を提出し、この動議に対し賛否両論がでるが、結局のところ賛成二二名、反対一三名で東予農学校予算は廃案となつた。²⁴

その後二月十九日、若林知事の府県制第八三条による再議指令があり、これに対する政友会清家吉次郎による再議案の返却動議の可決により県会での審議をおえることになる。

しかし、若林知事はすぐに原案執行の準備にとりかかる。この原案執行のニュースは二月一五日に東予の県立農学校新設を否決したことにより安心して帰郡していた周桑郡の名望家達に届けられた。二月一八日午前一時、松山にいた県議渡辺静一郎より青野岩平に対し、「大事件デキタコイ」の電報が届けられ、青野は一色耕平にそのことを連絡する。一色は松山の日野松太郎県議に対し電話をし、原案執行するらしい、とのニュースをキャッチする。²⁵ 周桑郡の人々は若林知事の原案執行の動きに対し、中央(東京)への工作により対抗しようとした。二月二十六日、一色耕平は尾道で県議日野松太郎(吉井村長)と同道し上京する。²⁶ この日より翌年一月二七日帰郡するまで一色・日野は東京の河上哲太・古谷久綱の応援をえて県会議決尊重・原案執行不認可・周桑郡立農蚕学校の県立移管をめざして内

務省・文部省・政友会本部等に精力的に陳情を行った。²⁹一方、愛媛県当局は一月一日内務大臣後藤新平に対し、再議指令が否決された前記三件についての原案執行の認可を具状する。³⁰この書類は県学務課長長井喜太夫の手により内務省に届けられるが、この頃新居郡から県議小野寅吉、石田今治らも原案執行推進のため上京しており、³¹東京では内務省をめぐる陳情合戦がはなばなしく展開されたのである。

一色らの精力的な活動にもかかわらず、三月二日、内務大臣後藤新平は大蔵大臣勝田主計、文部大臣岡田良平と連名で三件の原案執行を認可した。³²これをうけて三月八日、愛媛県は県報を以て原案執行を告示する。³³これにより、東予に県立甲種農業学校が一新設されることが正式に決定した。

②東予農学校問題の展開

すでに述べた如く、東予に県立甲種農業学校が新設されれば、その場所は新居郡内に新設されることはほぼ決定的であった。しかし表向きには、愛媛県当局はそのことを明言していなかった。したがって三月に開催された周桑郡会ではその点に一縷の望みを託し知事に対し「東予に新設せらるべき県立農業学校位置としては周桑郡は其の人情純朴にして道前平野の中央に属し適當の場所なれば該校は是非共周桑郡内に設置されんことを陳情す」との内容の陳情書を提出することを決議する。³⁴しかしこの運動も無駄であった。同年七月初旬、県当局は東予の県立農学校の位置は新居郡大町村にする、と発表する。³⁵七月七日、一色耕平のもとに、県内務部長が文部省へ認可申請のため上京するといふ知らせが届いた。³⁶周桑郡の人々にとって最後の運動は、再度中央に働きかけて認可申請を不認可にさせる以外はない。

七月一二日、一色耕平は「愛媛県周桑郡壬生川町大字明理川一番戸 一色耕平」という個人名で、内務大臣水野鍊太郎、文部大臣岡田良平に陳情書を送る。陳情書は、東予農学校の位置が新居郡大町村付近に内定したいきさつについて、「(新居郡内の一高久注)有力者等ノ懇情ト現郡長(新居郡長一高久注)ト本県前学務課員等ト親善ノ關係アリシ為メ茲ニ至レリト言フ事カ」と述べた後、「曾テ周桑郡ハ一県立ノ学校ヲモナク、中学ニ入ルモ女学校ニ入ルモ遠ク通学不便、生徒ニ取ツテ多大ノ不幸ノミナラス、父兄ニ於テハ高キ下宿若クハ寄宿費ヲ負担スル經濟上ノ不利ニ苦シムノミ、今也一農業学校ノ設立ヲ期待セシニ之ヲシモ既ニ県立アル郡ニ設置セントス、斯ノ如ク本郡ニ對シテハ双涙乾燥実ニ無情酷薄呆然自失ト言ハサルヲ得サル狀況ナルコト御諒察ヲ請フ次第ナリ」と怒りをこめて論難し、最後は、詳細は政友会代議士古谷久綱、河上哲太より「御聴取被成下度候」と結んでいる。⁽³⁸⁾

さらに、七月一六日午前九時より周桑郡役所で農学校問題町村長打合会が開かれ、「農学校位置確定ノ上善後策ヲ講スルコト、ス、突嗟ノ間中央政府方面ノ動靜ニ付テハ日野、一色兩人担当シ臨時用アレハ委員八名ヲ召集ノ事」などが決定される。⁽³⁹⁾委員八名とは、日野松太郎、一色耕平、渡辺静一郎、青野岩平、大沢亀代太郎、越智茂登太、守口周策、安良久樹である。一色は精力的に動いた。町村長打合会がおわって午後四時、上京中の県政友会幹部渡辺綱興、清家吉次郎、堀田俊三、深見寅之助に対し「ガクコウタノムソノゴセイフノイコウヲシラセコフ」との電報をうつ。⁽⁴⁰⁾さらに七月二三日には松山滞在中の渡辺静一郎に電話で、政友会愛媛県支部より政友会本部に対し県立甲種農学校は周桑郡におくことが適當であることを書面で申しこまれたい、と依頼する。⁽⁴¹⁾また、七月二五日(木)は町役場に出勤せず、終日周桑郡町村長意見陳情書の草稿に時間を費す。⁽⁴²⁾この陳情書はその後郡内町村長の調印をした上で七月三一日内務・文部両省宛に書留で郵送された。⁽⁴³⁾

八月二日には、丹原町長守口周策の自宅で、周桑郡八委員（越智茂登太、安良久樹、青野岩平、守口周策、渡辺静一郎、大沢亀代太郎、日野松太郎、一色耕平）による秘密会議が開かれる。「一色耕平日記」には、会議の内容として「町村長辞退、四郡共進会、重要物産共進会、高等校寄付金ノ件ハ茲少シ機ヲ見テ後ニ決定セントス」とあり、この時点ですでに最悪の事態を予想して対策がたてられていたことは注目される。

この間「大阪朝日新聞四国版」は、中央では政友会の古谷代議士や深見寅之助県会議員らが政党上の関係から文部省に対し躍起になって運動するため、文部省では認可を躊躇し、このため新居郡では相当の対抗策を施すべく、不日委員が上京する筈、と伝えている。⁴⁶だが、この八月は、全国的に米価の暴騰により騒然たる状況が発生し、県も各郡の町村長も外米の導入や細民救助等に忙殺され、農学校問題に関与する余裕がなかった。九月になり、九月八日越智茂登太と相談した一色は、この日の日記に「四郡米麦藪品評会ハ出品シ置キテ大町へ農学校認可セハ出品物取返ス事認可セサレハ出品スル事、未解決ナレハ出品セサルコト」と、強い調子で書きとめている。⁴⁷認可はなかなかおりなかった。⁴⁸九月一三日、若林知事は上京し、さらにこの日新居郡有志を代表して貴族院議員岡本栄吉および文野昇治が文部省への運動のため上京した。⁴⁹

③ 町村長の辞職

九月一九日、文部省は新居郡大町村（現西条市）に県立農業学校を設立することを認可する。⁵⁰この日、東京の河上哲太より「バンジキユウス、モウシワケナシ、シヨクンヘヨロシク」の電報が一色耕平に届けられ、一色は渡辺静一郎に「敗北ノ通話」をし、他の委員に対し特使を派遣し翌二〇日丹原郡役所で打合することを通知した。⁵¹翌二〇日の

丹原郡役所での有志の会合をへて、九月二二日、周桑郡各町村長、郡會議員其他有志が丹原町久妙寺に集合する。一色耕平の日記によれば、そこでは次の「善後策」が講じられた。⁵²⁾

。悪為政者ヲ載クヲ快トセス、町村長辭職ス

。郡會議員総辭職ヲ為ス

。周桑ハ何学校ニ入レルモ通学不便ト下宿寄宿費ノ損失アリ、之ヲ償フ一部トシテ國・県ニ対スル寄付行為ハ断然拒絶スルコト

。共進会、品評会、講習会、調査方等一切之ヲ止メ内容ノ充実ニ努ムルコト

要するに法で定められた国・県等の委任事務は最低遂行するにしても、その他の寄付行為、品評会等の県全体の共同行動は一切中止し、町村長、郡會議員は一斉辭職するという内容である。いずれも予定の行動であった。

九月二六日、一色耕平は郡役所へ出張し、天谷郡長に対し、「本日限り」壬生川町長辭退書を提出した。この日の日記には「其理由ハ与論ヲ無視、盲断知事ヲ載クヲ不快トスルモノナリ」とある。⁵³⁾一色の辭職と相前後して、周桑郡の町村長は統々と辭表を郡長に提出してゆく。九月二七日には、丹原町大神宮で郡民大会が開かれ、次の決議を為した。⁵⁴⁾

① 与論を無視し盲断的行為を敢行せる若林知事は信認せず

② 郡民共同益々教育勸業發展を図るため自衛策を行うこと。

③ 農蚕学校存廢を決定し、生徒の方向を迷はしめざるが為め速に臨時郡会の開設を郡長に迫るべし。

この会には「一色耕平日記」では「四〇〇名」の郡民が参加し、⁵⁵⁾一色、青野岩平、郡會議員山内陽平が知事に対す

る激烈な攻撃演説を為したらしい。⁵⁵ さらに一〇月二日、郡会議長安良久樹、副議長川又蒸之進をはじめ参事会員五名、同補充員五名が一切に郡会役員を辞職した(ただし郡会議員は辞職せず)。⁵⁷ また町村長も、石根村長戸田徳次郎は周桑郡内でただ一人の有給村長であったために辞職手続中であつたが、他の三町長、一三村長はいずれも九月末までに辞職した。⁵⁸ また、一〇月二日、周桑郡選出県議員である日野松太郎、渡辺静一郎も県会議員の職を辞した。⁵⁹

農学校問題をめぐる紛争は様々の事象に波及した。一〇月三日、住友四阪島煙害被害民代表者会が愛媛県庁で開催されるが、周桑郡からは農学校問題のため代表者は一名も出席しなかつた。⁶⁰ また十一月四日、周桑郡書記日野喜藏が法学士山下信藏を招待しての地方改良講演会の打合のため壬生川町役場を訪問するが、一色耕平は「郡民ノ激昂甚シキニ拘ラス地方改良トハ常識ナシ」としてこの企画を拒絶した。⁶¹

「大阪朝日新聞四国版」一〇月二日付は次の如く、周桑郡の混乱状況を伝えている。

愛媛県周桑郡の若林知事排斥の火の手は、益々其の熱度を高め来り、郡会議員と各町村助役とは第二第三に用ふべき所謂後陣の備へとして暫らく保留し、既に県議員二名其他の名譽職を辞したるが、各町村役場吏員迄最後の申合せ等をなしたるのみか、坊主憎くば袈裟迄との諺の如く、知事排斥は同郡に在る官吏の排斥と迄進み、郡長・郡視学は素より警察署長其他に至る迄何れも大排斥をなし、是が官吏の生活問題にまで進みて官吏に限り家賃引上げをなすこと、及び事務管掌の場合は食糧迄供給せずと申合せたるが、同郡の最も苦痛として其の存廃に頭を悩ましつある農蚕学校は飽く迄も存続し、其の維持を確立するに就ては如何なる方法に依るも実行することに決し、撤頭撤尾若林知事排斥を貫徹せんとすに至り、折角の政友会愛媛支部幹事の鎮撫も中央に承を引くものゝあるためか十分の効果を奏せず、却って色彩を鮮明にしたり

また周桑郡内では日本赤十字社や愛国婦人会、海員掖済会等の公益団体の役員もあいつぎ、さらには松山高
等学校建設費寄付拒絶も行われていった。⁶²

事態は一向にとどまることがなかった。一〇月二十六日、午前九時より丹原町遍照寺で旧町村長と郡会議員の協議会が開かれ、若林知事排斥運動のため上京していた越智茂登太、青野若平より運動の経過報告をうけた後、①あくまで若林知事を排斥すること、②郡立農学校は現状の儘維持経営すること、③一月二日に執行する県議員補欠選挙は全郡挙て前任者を選挙すること、④各町村の助役は辞職せず、現状の儘にて執務すること、を決議した。⁶⁴ 町村長が辞職しても助役は辞職しないという方針は、「自治機関破壊」という非難に対して真意はあくまで若林知事不信任が目的であり、町村行政運営の破壊が目的ではないことを示したものであった。⁶⁴ 若林知事排斥の動きはその日三時より開かれた臨時周桑郡会にも現出する。この臨時郡会は郡会役員がすべて辞職したために、役員選挙の必要から開会されたものであった。この郡会では、まず議長・副議長・郡参事会員選挙が行われ、いずれも辞職した前任者が再選された。さらに大正一〇年度追加予算案を審議決定した後、山内陽平郡会議員より「本郡会議員の与論を無視する若林知事を信認せず」との緊急動議が提出され、満場一致で可決された。議長はすぐさま閉会を命じ、郡会議員が離席しようとした時、天谷郡長はこの決議を不穩とし、郡制第六九条の規定により取消を命じた。⁶⁵

周桑郡各町村長と愛媛県当局の対立は必然的にその年の通常県会の問題にならざるをえない。県会での知事や県当局に対する攻撃はこの問題で基本的に周桑郡の側にたった政友会によって行われる。⁶⁶ 二月四日、政友会幹部清家吉次郎は、県当局が前年の県会の決議を蹂躪し、すでに県立西条中学校のある新居郡に県立農学校を新設したことを論難し、また一月六日には、同じく清家が、新居郡に県立甲種農学校創設に伴って宇摩・周桑の甲種農学校を両郡になんらの連絡・相談なしに乙種に変更させることを論難した（この県会では宇摩・周桑の甲種農学校を乙種とするという提案がなされている）。さらにまた、翌二月七日、政友会幹部の深見寅之助が、周桑郡一七ヶ町村の内一ヶ村をのぞく

一六ヶ町村長が辞表を提出し、すべての公共団体の寄付等も謝絶するようなことを内決してゐる事態をどう治めるか、と質問したのに対し、知事は簡単に「是ハ郡長ニ能ク説諭サセテ置ク次第デアル」とのみ答へ具体的方策を一切示さなかつた（この法的意味は後述する）。

しかしこのようにあらゆる場所での知事攻撃の一方で分裂の危機もおこつていた。県会開会以前の一月三日、丹原町遍照寺で郡会議員と前町村長の会合が開かれるが、「一色耕平日記」には、「二、守口丹原町長復職ヲ中野周布村長ヨリ詰問ス、左ノ通協定ス、一、⁽⁶⁴⁾町村長復職ハ其理由ナキ限り復職セス、二、助役以下辞職ハ出来ル限り止メル事、三、自衛ハ決行スルコト、四、郡全体ノ事業ヲ円満ニ為サンカ為メニ中立トスルコト」と記されている。これによれば、郡役所があつた前丹原町長守口周策がなんらかの事情で復職したことに対して前周布村長である中野寿一郎が詰問し、さらに方針を再確認して町村長の復職と助役以下の辞職を防ごうとしたものである。

しかし通常県会議終了後、町村長復職の動きは強まつていった。一月二一日、丹原町遍照寺で郡会議員と助役と前町村長の会合が開かれるが、ここではかつて守口丹原町長を詰問した前周布村長中野寿一郎が「周布村ハ助役不治ノ重病ニヨリ止ムナク復職ヲ弁」じ、また一月二七日に現状維持を唱えていた青野岩平が、「一月十日迄ニ復職シテハ如何」と主張し、越智茂登太は「一月ニ入りテ再度相談センカ」と主張した。これに対して一色耕平は一貫して「復職ノ非」を論じている。⁽⁶⁵⁾

年が明けると復職の流れに拍車がかかつていく。郡役所も圧力をかけた。一月一〇日、壬生川町助役矢野勘治郎は天谷郡長より召集され指示をうけている。その内容は、「助役ノ本分ヲ指示シタル後町村長選挙ノ為メ日ヲ決定シテ調印ヲ進ム、承諾セザル者ハ辞職セイ、辞職セサレハ徴戒処分トスルト云フ」というものであつた。⁽⁶⁶⁾ いわば恫喝であ

る。要するに、町村長の選挙を行い、前町村長が再選することによって事実上の復職をする、という筋書である。郡長はこの選挙を助役に早く実施することを求めたのである。周桑郡内では、一月一三日周布村で村会の選挙が行われ、前村長中野寿一郎が再選され、ついで桜樹村でも選挙が行われ前村長安藤芳吉が再選された。二月初旬には吉岡村で弓山藤太郎が、中川村で越智茂登太がそれぞれ再選された。このようにしてその後続々と選挙による復職が行われていくことになる。

このような流れに対し周桑郡内でもっともはげしく抵抗したのが一色耕平であった。通常県会終了後一色耕平は二月一二日、「若林知事ニ一書ヲ呈ス」という題で伊与日々新聞編輯局へ投書し、さらに同日「愛媛県庁ノ事務緩慢ノ証拠ヲ挙ケ」内務大臣に具申書を送るという行動にもでている。それらの投書や具申書の内容を知ることはいが、きわめて激越な形で愛媛県当局を攻撃したと思われる。

また一九一九（大正八）年一月七日付の日記は次の如く書かれている。

- 二、午後一時半ヨリ丹原町ノ催ニ係ル新年宴会ノ案内ニ応ス
- 三、守口ノ開宴ノ挨拶アリ、耕平ノ答礼挨拶ニ加ヘ若林知事ノ言動ニ付キ所感ヲ述ヘタリ
- 四、酒中天谷郡長、飯尾郡書記、越智茂登太ヨリ農学校問題ニ付キ助役中区才判所判事、税務署長ヲ瀝訪シテ調停ヲ依頼セリト云フ、新聞ヲ丸呑シテノ馬鹿ナリト罵倒シ耕平ノ反対弁論アリタリ

この記述から察するに、丹原町開催の新年宴会でも一色耕平は若林知事を攻撃し、天谷郡長・飯尾郡書記・越智らが助役への調停工作について語ったのに対し、これを罵倒するといきわめて強気な姿勢をとりつづけた。一月一六日には、郡長が助役等に町村長選挙実施のため捺印を迫った事実を伊与日日新聞に投書しこれを批判する。また一月

三〇日の日記には「河上へ昨日着手紙ニ対スル返答出ス、反動ノ意ヲ表示ス」とある。文面から察するに、政友会衆議院議員河上哲太が一定の妥協をよびかけたのに対し、これを拒絶したのであらう。一色はその後も知事や郡長に対し抵抗の姿勢をとりつづける。二月六日には、若林知事より二月一四日の赤十字病院落成式の案内がくるが「差支不参」のハガキを送る。二月十九日には、天谷郡長より農学校の件につき内議を要する旨の召集状が届くが、これにも「多忙ニテ不参」としている。

県立移管が全く否定された周桑郡立農蚕学校の行方はどうなるか。県はこの学校の県立移管を否定しただけではなく、一九一八（大正七）年一二月の通常県会においては、周桑郡立農蚕学校および宇摩郡立農林学校を乙種に変更することを前提にして補助額を減額する予算を提出した。このため議会では大議論になり、結局乙種・甲種は未定のまま当面補助額を増額した形で結着がつけられた。

「大阪朝日新聞四国版」二月三日付は「結局県会案？ 周桑農蚕校問題」と題して次のような記事を掲載している。愛媛県周桑郡に於ける各町村長の復職は既記の如く既に二箇村に及べるが、真に郡の将来を憂ふる有志等は此の際各町村長は潔く復職し、秩序を整へて然る後学校問題に就ては更に擬議すべしと正論を唱へ居れるが、壬生川町長たりし一色耕平氏は飽く迄是に反対を唱へ居るも大勢は僅に一・二町村を除く外全部町村長選挙を行ひ復職せしむるに決し居れり、而して農蚕学校の存廃問題に就ては中には殆んど自暴自棄的に如何になり行くも最早や止むなしなどと言ふもあれど、結局は県会にて決定せる如く、学校は乙種と変じ、八・九両年度に於ては甲種を併置して甲種の補助を受け、現在生徒を甲種として送り出すに若かずとなすもの多く、近く開会すべき通常郡会にては多分斯く決すべしと観測されつつあり

しかし、農蚕学校問題は、この記事の予測とは違った航跡をとりはじめ。二月二四日に開かれた通常郡会において、農蚕学校を乙種とする郡当局の案に対し、一名が賛成したのみで、他の一六名の郡会議員は一斉に本年度限りで

農蚕学校廃止の線で動き、ついにこれを決定してしまふ。この郡會議員の動きは、周桑郡内の町村長、郡會議員らの談合の結果であった。この日、一色耕平は丹原町鈴木国助、月原義三郎の前日の要請により郡役所のある丹原町に向つた。丹原町大寿館には一色のほか、日野松太郎、越智茂登太、大沢亀代太郎、野口忠次郎、さらには丹原町有志が集まつた。そして「郡会開会前咄シ呉レ」との要請により、「郡役所楼上郡会開夕前三至り越智ノ咄アリ、又沼田頼恵ノ咄アリ、拙者ノ咄アリ」という状況、すなわち郡会開会前に越智茂登太、沼田頼恵、一色耕平によつて、農蚕学校の処置に対する一定の方向が語られたと思われ⁹⁹る。その結果が、郡会での周桑農蚕学校廃校の決定であらう。

このようにして、周桑農蚕学校を乙種農業学校として存続させるという県および郡当局の案は見事に否決されてしまつたのである。新居郡の西条に県立農業学校設立認可に端を發した紛糾に対する周桑郡名望家層の報復であつた。この後壬生川町は二月二八日町会を開いている。一色耕平の日記には「町会ヲ開ク」としか書かれていないが、この時一色耕平の町長としての復職が行われたのであらう。

なお、農蚕学校は、三月二四日の修業式が事実上の廃校式となつた。この式で奥山校長、井手丹原警察署長について演壇にたつた青野岩平は、「修業ノ辞ニ次テ郡長カ乙種学校ノ予算ヲ提出ハ不都合ニシテ学校ハ郡長カ破壊シタルモノナリト喝破」し、ついで登壇した一色耕平は生徒の前で「本校興亡運動ノ顛末ニ付テ論」じた¹⁰⁰。

このような周桑郡町村長、郡會議員の動きに対して郡当局も県当局も何等の手をうつことができなかつた。四月六日愛媛県立西条農学校開校式に列席する前日、若林知事は周桑の廃校は大に間違つてゐる、として「目下の急務は乙種に依つて郡内農民の教養と言ふことが最も必要である、周桑郡の如きも廃校には決したが郡民多数が之を惜んで居ることは明らかで今に学校は其の儘となつて居る、自分でも本県を去つたら当然復活するであらう」と述べている¹⁰¹。

若林知事は、乙種農学校の必要性を力説しながら、一方で自己の転任もほめかしたのである。転任はその後事実となった。四月一八日、若林知事は広島県知事に転任し、かわって新潟県内務部長であった馬渡俊男が愛媛県知事に任命された。⁽⁸³⁾ 郡長もかわった。周桑郡長天谷虎之助はこの年七月一四日県理事官に転任し、かわって山下雅が新郡長に就任した。⁽⁸⁴⁾

このようにして数年に及ぶ東予農学校問題は一応の解決をみるのである。

(一) たとえば、一九一一(明治四四)年八月一七日、丹原町での県議選のための候補者予選会には、壬生川町では一色耕平、中川源太郎、秋山亀太郎の三人が出席し、予選の結果一色、越智茂登太の二人が当選している(拙稿「一色耕平『明治四十四年日誌』」候補者一色耕平事務所『明治四十四年選挙運動日誌』『社会科学』三六号 二六八ページ)。一九一五(大正四)年の県議選のための候補者予選会は八月一五日に行われる。この予選会は、「一村より一人づつ候補者二名を連記にて投票せしめたるに出席者一〇ヶ町村」(『海南新聞』大正四年九月一六日付)であったが、この日の一色の日記には次のように記述されている。「(一) 午前十一時ヨリ丹原高橋楼ニ参リ、県會議員選挙ノ件ニ付郡内有志打合ヲ為ス、打合ハ政治界ノ腐敗ヲ改善ノ為メ選挙界ヲ刷新シテ人材登用ノ目的ヲ達セントスル打合ヲ為ス。(二) 村長ヲ除キ有志ニ於テ候補者予選ス、其結果渡辺静一郎十票、越智茂登太六票、日野松太郎四票、(四) 其扱ヒ方法感服セス、断然激昂掃町シテ不都合ナル旨ヲ告ケ置キタリ。この予選会では、渡辺、越智が当選したが、その後越智は辞退し、渡辺、日野が候補者になる。なおこの予選会

では県議員である一色耕平(町長と兼ねる)は一票も票が入らなかった。そして席をけって掃町している。一色の日記には「政治界ノ腐敗ヲ改善ノ為メ」の打合と記してある、当時一色は政友会の現状にかなりがまんのない点を感じていたようである。

その後一色は、政友会を脱党し、さらに立憲愛媛青年党の再三再四の出馬要請により、中立候補、事実上は立憲同志会派の後援をうけて立候補した。この脱党と立候補について、同志会系の「愛媛新報」大正四年九月六日付は、「周桑郡の一色耕平氏は従来政友会員として現県議員なるが曾て県会議場において同派の幹部を醜類の巢窟なりと罵りたる程に於て幹部連とは反目の間柄なりしに近來政友会の行動面白からざる点多きのみか、幹部の同氏に対する冷遇一層甚しきを加へたるより大に憤慨し、断然脱党して中立を標榜する事となりたり」と記している。一方政友会系の「海南新聞」大正四年九月一六日付は、一色は今一度出馬の野心をもちながら、予選会で一票も入らなかったことを怒り、「変節」したのだ、としている。この選挙戦で一色は立憲愛媛青年党の全面応援のもと、煙害問題、産米改良問題を中心にとりあげ、演説会

- では臨監の警察官の妨害をうけながら戦うが、やはり政友会の壁は厚く、結局敗北した。そしてその後時期は不明ながら、政友会との関係を修復し、復党したらしい。この一連の経過は事実関係で今の所不明な点が多く、今後解明していきたい。
- (2) 『愛媛県議史』第三卷 三二二ページ。
- (3) 同右、三一二ページ。
- (4) 補助金の減少は全真的なものであった。この理由については『愛媛県議史』第三卷は、「一つには明治四〇〜四二年の恐慌とその後大正四、五年まで続いた慢性的不況を背景として県財政規模の横ばいなし縮少を余儀なくされたこと、大正元年九月、内務・文部・農商務の三大臣連名による地方財政緊縮の訓令が発せられ、なかでも郡立・市町村立中等学校補助についての厳しい指示のためであった」(三四ページ)と述べている。
- (5) 『愛媛県教育史』第二卷 一〇六〜一〇七ページ、『愛媛県議史』第三卷 三四二ページ。
- (6) 『愛媛県教育史』第二卷 一〇七〜一〇八ページ。
- (7) 若林知事の経歴については、『愛媛県議史』第三卷 三〇、三一二ページ参照。
- (8) 同じ日付(一月二日付)の「大阪朝日新聞四国版」では、県当局が新居郡立農学校を県立に引直し、宇摩郡立農林学校及び周桑郡立農蚕学校の県費補助の漸次的廃止の方針を内示した、と「海南新聞」と若干内容の異なる情報を掲載している。しかし翌一三日付では、「海南新聞」と同様の事実、すなわち新居郡に県立農学校新設のニュースを掲載している。
- (9) 「一色耕平日記」大正六年一月六日付。
- (10) 同右、大正六年一月九日付。「海南新聞」大正六年一月一日付。なお「大阪朝日新聞四国版」大正六年一月二四日付は、「若し(運動が)高久注) 成功せざる時は依然現状にて継続する代り、郡民の自衛策として各種の県当局より勧誘する寄附金出金は断然応ぜざる事を議決し」と記している。
- (11) 一色耕平編輯『愛媛県東予煙害史』第四章参照。
- (12) 「一色耕平日記」大正六年一月一日付。
- (13) 「大正七年四月一九日 周桑郡丹原町長守口周策ほか一七町村長・助役 県立農学校位置ノ義ニ付意見陳情書」(壬生川町役場文書・東予市中央公民館所蔵)。
- (14) 「一色耕平日記」大正七年九月五日付。
- (15) 同右、大正六年二月〜二月。なおこの運動のための周桑郡の委員は、一月九日選出の大沢、青野、一色、渡辺、日野、越智の六人から二月二日日浅岩兵衛、守口周策、野口忠次郎(田野村長)、中川源太郎、山内陽平(田野村選出郡会議員)、竹田半治郎(庄内村選出郡会議員)が追加されたらしい。(「一色耕平日記」大正六年二月二日付)。
- (16) 「一色耕平日記」はこの間の一色の行動を詳細につたえているが、紙数の関係により略す。
- (17) 『愛媛県議史』第三卷 三六二ページ。
- (18) 一九一七(大正六)年の県会を前にした愛媛県会の党派別内訳は、政友会二一、憲政会二三、国民党三であった(『愛媛県議史』第三卷 五七四ページ)。
- (19) 「大阪朝日新聞四国版」大正六年一月二三日付。なおこの記事は、「政友会幹部は周桑、喜多両郡に対し何等かの言質を与

へ居るものゝ如く、極力両郡立校の県立編入を要望して止まず、南予にては東宇和郡立農蚕学校及喜多郡立高等女学校を、東予に在りては新居郡立農蚕学校及同上高等女学校の四学校併進を唱へ、苟くも学校整理と称する以上は此の四校を共に県立に進めて実績を納むるに非ざれば効果なしとし、頻に目下該運動に熱中」(傍点筆者)と伝えている。傍点部分はそのままで意味が通らず、「周桑郡立農蚕学校」の誤りである。

(20) 「大阪朝日新聞四国版」大正六年二月一日付。

(21) 同右、大正六年二月四日付。この方針は周桑郡の運動委員にまうけられた。「一色耕平日記」二月四日付には、「学校問題ニ付四校若クハ五校併進ハ委員ニ於テ容レヌ、大勢ヨリ達観シテ此上ハ東宇一、東予一トシ、東予ノ一ハ延期調査ノ上トスル方得策ノ事打合セリ」の記述がある。また四校併進主義は、若林知事の態度からしても無理があった。「一色耕平日記」二月一日付には、政友会の県幹部らと知事との交渉についての次のような記述がある。「海南新聞社集合申合ノ上ニテ知事面談交渉、女学校ハ断シテ県立トセス、東予農学校位置ハ多少考アリ、本年否決セハ在任中提出セスト云フ」。「女学校」以下の文は知事の發言であろう。このようにしてみると若林知事はあくまで県会提出の原案を認めさせようという態度を一貫して崩していない。

(22) 「一色耕平日記」二月二三日付に、「新居郡ハ学校問題ヲ政党問題トセス自由問題トシテヤルコトニ確定シタリ」という記述があり、また二月一日付には、「新居郡モ原案維持ニ腐心シツツアリ」との記述がある。

(23) 「海南新聞」大正六年二月一七日付、「大阪朝日新聞四国版」

大正六年二月一七日付、『愛媛県議会議史』第三卷 五九九ページ。

(24) 『愛媛県議会議史』第三卷、六〇〇〜六〇二頁。この動議提出の理由については清家は次のように述べている。東宇和郡立農蚕学校については設備がすでに完備しており、この県立引直しの場合には県は何らの費用を投ずることなく直に県立引直しが可能である、これに対し東予の一枚の場合には、県費の二十分の一という約八万五千円の建築費が計上されている。愛媛県の特定の一方に多額の県費を負担するということは県費負担の公平を失うことになり、この点で原案に同意できず、原案を廃棄する所以であると。

(25) 『愛媛県議会議史』第三卷 六〇六ページ。

(26) この再議指令は東予の県立農学校設立の費用削減、新居郡・喜多郡両郡立学校に対する補助増額、水産試験場の費用削減、の三つの議決に対してなされた(『愛媛県議会議史』第三卷 六一二ページ)。

(27) 「一色耕平日記」大正六年二月一八日付。

(28) 一色の上京は村長大沢龜代太郎の懇願による。一色はこれに対し「年末多忙ニテ甚困難ナルモ農学校最終ノ運動ナレハ繰合セ上京スル旨」答えている(「一色耕平日記」大正六年二月二四日付)。

(29) 「一色耕平日記」大正六年二月二六日付、大正七年一月二七日付。

(30) 『愛媛県議会議史』第三卷 六三三〜六三七頁。なお認可申請の書類には、「農学校増設ニ関スル件」の「発案ノ理由」の箇所に

「東予ニ於テ其ノ校地ノ位置ヲトスルニ其ノ中央タル新居郡ヲ以テ最モ適当ト認メ全部之ヲ新築スル方針ナリ」と明確に書かれています。要するに、若林知事は県の審議の際には東予の県立農学校的位置は確定してないと明言していたが、当初より新居郡設置がもくろまれていたのである。「風説」はほぼ確定的な事実であつたのである。

(31) 「一色耕平日記」大正七年一月二三日付。

(32) 『愛媛県議史』第三卷 六三七頁。

(33) 「大阪朝日新聞四国版」大正七年三月一〇日付。

(34) 同右、大正七年三月一六日付。

(35) 同右、大正七年七月九日付。

(36) 「一色耕平日記」大正七年七月七日付。

(37) 東予市中央公民館所蔵。

(38) また、陳情書では「既ニ業ニ新居郡ニ於ケル米穀検査問題ノ如ク、小作人ハ地主ヲ父視セス、地主又小作人ヲ子視セサル如キ弊害ヲ生セシモ、所謂之レ單純ノ問題ナレ共、県立学校ノ位置ニ鑑タル本郡ヲ継子扱ト阻害スルニ至ツテハ、此ニ於テ言ント欲シテ言イ難キ、言イ難キニ非ス、言ハスシテ明瞭ナル民心ノ動搖ヨリ明暗共ニ来ルヘキ弊害ヲ醸成セサルヤヲ深憂ニ堪ヘス、不肖自治ノ公吏タルコト十余年、自治ノ進歩シ難キヲ知ル、若モ此ノ如キ弊害ヲ醸成シテ而シテ後之ヲ矯正セント苦肉策ヲ施スモ容易ノ業ニアラス、所謂鶉鳴ノ狗盜ニ終ランヲ恐ル」と述べ、周桑郡に対する不公平な取扱いが、新居郡における米穀検査問題にみられる地主・小作間の対立のように民心の動搖になつてあらわれる危険性を指摘している。

(39) 「一色耕平日記」大正七年七月一六日付。

(40) 同右。

(41) 同右、大正七年七月二三日付。

(42) 東予市中央公民館所蔵。

(43) 「一色耕平日記」大正七年七月二五日付。

(44) 同右、大正七年七月三一日付。

(45) 同右、大正七年八月二日付。この会議では、ほかに上京委員として越智茂登太、渡辺静一郎を定めている。しかしすぐの上京は、新居郡の人々がこの情報を知り上京することになれば不都合なので、上京は東京の河上哲太らに問合せの上で決定することになる。しかし新居郡の動きとのからみで結局二人はその後上京しない。

(46) 「大阪朝日新聞四国版」大正七年八月三日付。

(47) 「一色耕平日記」大正七年九月八日付。

(48) 九月初旬の状況を「大阪朝日新聞四国版」九月二日付は「東予学校問題風雲急」と題して次のように記している。

愛媛県における東予農学校問題は再三報ぜし如く県当局は既に新居郡大町村に敷地を決し杭打ち等も終りたるが、周桑郡の有志者が猛烈なる反対は県下政友会の大部分を動かして本省に運動すること極めて劇烈遂に今日迄郡の認可申請を喰ひ止めたるが、該問題の風雲は極めて急を告ぐるに至りたるを以て、若林知事は長井学務課長を伴ひ十一日若くは十二日頃出発、約十日間の予定にて上京するに決したるが其の内面に立入りて聞く処に依れば、県としても該問題にては非常に頭脳を悩ましつゝあり、初めの如く原案執行通り進行せんか、周桑郡は各種の自治機関を停止しても

若林知事に反噬し是を更迭せしめずんば止まずといきまきつゝあり、現に有力なる同派議員にして是を公言せるさへあり、然かも周桑郡緩和政策を講ずる上にて県の威信は多少傷くるも現位置を變更せんか新居郡の反対を如何せんとの尤も苦しき板挟に罹り居るを以て、県としては一県内の平和と争鬪の分岐点に坐せるに等しき大問題にて、本省が久しく該認可をなさざるは周桑郡有志の運動が或程度迄中央に奏効し居るを証するものと言ふべく、県の立場としては仮令其の結果が善悪何れに帰するにせよ何処迄も県信のみに顧念して若林知事平常の態度としては飽く迄原案執行即ち現在の儘に進まんとするは言ふ迄もなく知事の立場上当然のことにて遂に今回の上京を決し本省に於て事情を明瞭にし以て主張を貫徹せんとするに外ならずと言ふ、而も県当局の思ふが儘に遂行し得たる曉には到底本年の県会は無事に納まらざるべく、万一知事の主張にして本省に貫かざるに於ては其の結果たる意外の変化を来すなきを保し難き状況に在り、此処暫くは颯風となるか雷霆となるか尤も注意すべき期間と言ふべしと某消息通は語れり。

- (49) 「大阪朝日新聞四国版」大正七年九月二三日付、九月一日付。
 (50) 「愛媛新報」大正七年九月二一日付、「海南新聞」大正七年九月二三日付。
 (51) 「一色耕平日記」大正七年九月一九日付。
 (52) 同右、大正七年九月二二日付。
 (53) 同右、大正七年九月二六日付。
 (54) 「大阪朝日新聞四国版」大正七年九月三〇日付。
 (55) 「一色耕平日記」大正七年九月二七日付、なお「大阪朝日新聞

四国版」大正七年九月二九日付では、「二〇〇名」、「愛媛新報」大正七年九月二八日付では「百五十名」が参加したことになる。

- (56) 「大阪朝日新聞四国版」大正七年九月二九日付、九月三〇日付。
 (57) 同右、大正七年一〇月六日付。

- (58) 「愛媛県議会史」第三卷 三七ページ。なお、日野、渡辺はその年一月二日の府県制の規定による補欠選挙で再選されている(同一六五ページ)。

- (60) 「大阪朝日新聞四国版」大正七年一〇月一六日付。

- (61) 「一色耕平日記」大正七年一〇月二六日付。なお九月二六日町長の辞表を提出した一色耕平は、一〇月三日には助役矢野勘治郎に事務引継をなし、翌四日には壬生川町支出簿および歳入内訳簿、六日に会計帳簿を役場二階で整理している。しかし、その後もほぼ毎日午前八時頃には町役場に出勤しており、辞職はあくまで知事の処置に対する対抗策であり、なんらかの改善があり次第復職の準備はついていた、とみていいだろう。

- (62) 「愛媛新報」大正七年九月二四日付、一〇月六日付。なお、松山高等学校設立にあたっての経過は「愛媛県教育史」第一巻 一七九、一八六ページ参照。

- (63) 「愛媛新報」大正七年一〇月二八日付、「大阪朝日新聞四国版」大正七年一〇月二九日付。

- (64) 一〇月二六日付の「一色耕平日記」の記述はその事を示している。

一、町村長ノ辞表へ自治破壊ニアラス、与論ニ耳ヲ仮サス盲断的

- 若林知事ヲ載クハ快カラス、不信認ヲ表明スルモノナリ
- 二、町村長助役其他モ辭職シテ自治機關ヲ破壊シ以テ若林ニアタルコト
- 右ノ一ヲ採ルモノナレハ諸君ニ誤解ナキ、本人（一色一高久注）、越智茂登太ヨリ経過報告ス。
- (65) 「愛媛新報」大正七年一〇月二八日付、「大阪朝日新聞四国版」大正七年一〇月二九日付。
- (66) 以下の通常県会での論争の叙述は『愛媛県議会議史』第三卷 六六―六七四頁による。詳細は同書を参照されたい。
- (67) 「一色耕平日記」大正七年一〇月三〇日付。
- (68) 同右、大正七年二月二日付、二二日付。
- (69) 同右、大正八年一月一日付。
- (70) 「大阪朝日新聞四国版」大正八年一月二〇日付。
- (71) 同右、大正八年一月二二日付。
- (72) 「愛媛新報」大正八年二月七日付。
- (73) 「一色耕平日記」大正七年二月二二日付。
- (74) 同右、大正八年一月一六日付。
- (75) 同右、大正八年二月六日付。
- (76) 同右、大正八年二月九日付。
- (77) 『愛媛県議会議史』第二卷 七一―七二一ページ。
- (78) 「大阪朝日新聞四国版」大正八年二月二六日付。
- (79) 「一色耕平日記」大正八年二月二四日付。
- (80) 同右、大正八年二月二八日付。
- (81) 同右、大正八年三月二四日付。なお周桑郡農蚕学校が一九一九（大正八）年三月三十一日に廃校となつた後、校舍と敷地はそのまま残つた。その後八月頃より郡役所吏員や町村長による跡始末問題の話し合いが何度か行われ、この結果一九二〇（大正九）年一月二三日周桑郡長より高等女学校設置認可の申請が文部省にだされ、これが認められ、四月一〇日周桑郡立高等女学校が開校となる（『愛媛県教育史』第二卷 一一五―一二六ページ）。
- (82) 「大阪朝日新聞四国版」大正八年四月八日付。
- (83) 『愛媛県議会議史』第三卷 三〇―三二ページ。
- (84) 愛媛県周桑郡役所『愛媛県周桑郡制の面影』一五―一六ページ。

おわりに——名誉職町村長をめぐる法および政治状況——

最後に名誉職町長一色耕平の活動をささえた条件を法（町村制―但し一九二一〔明治四四〕年改正町村制―）のしくみと政治状況を検討することによってまとめにかえたい。

名誉職の形式的要件は、石川一三夫氏がすでにのべているように、①無給、②公民に課せられた義務として「正当

ノ理由」なく職務を拒辞できない、ということである。¹⁾このような限定条件がある一方、名誉職であるからして専業町村長、専業助役、専業町村会議員、専業区長になる必要がない、という融通性のある条件もあわせてもっていた。「名誉職の方は専務としてなるのでなくして、自分が給料も何も貰はないで自分の有する職業の傍ら自分の力を割いて市町村の公共の為に働くと言ふので名誉職に就くのでありますから、名誉職になった者は特に給料を受けて他の職業につくも悪いと言ふことはありません²⁾」(傍点筆者)という法理念は、有給職との決定的な相違点として町村制で認められたものであった。³⁾いうまでもなく、この理念は「無給」ということとの相関関係でなりたっていた。

しかし「無給」という原則は、大正期において名誉職町村長が現実手にする金額の点から考えれば、「何も貰わないで」と同義語ではなくなっていた。前掲の第六表「愛媛県下各郡町村長報酬額一覽」をみても、あるいは一色耕平の例をみてもその事は明らかであろう(もちろんかなり低い報酬額の人物も存在した)。要するに「無給」でも町村のために働らせる経済的に余裕のある者を町村自治のにない手として設定した町村制であったが、たんなる経済的に余裕のある者だけでは日露戦後以降の増大する町村事務をこなしえず、一色耕平のように書記などの有給吏員出身で町村行政運営のエキスパートが、相応の報酬をえながら名誉職町村長として活躍する、というのが日露戦後より大正期にかけての町村長の一つの姿であったと思われる。このように「無給」は理念としては明確に残存しながら(名誉職町村長がうけとる金額は費目の種類として絶対に「給与」ではなく「報酬」および「実費弁償」であった)、実態としてはくずれていく。

もっとも「無給」にして、「有給」にして、「官」(国、府県、郡)による財政支出がともなわない点では同じであり、町村長が「無給」であるか「有給」であるか、報酬がどの程度であるかはすべてその町村にゆだねられたので

ある。町村制は町村長をはじめとした吏員（「官吏」ではない）に対する財政支出は「官」が行わないということを保ち、かなりの程度の町村自治を認めたのである。一色耕平が「官」の干渉をうけない町村自治をいう時、それは充分に町村制にのっとったものであった。

では、次に具体的に、東予県立農学校問題での町村長の行動を法のしくみから検討してみよう。

周桑郡町村長は石根村の村長をのぞいて全員名誉職町村長であった。彼らは、一色耕平の例のように、この運動の重要な局面においては松山に行き、または東京に行くなど精力的な活動を展開する。そのような行動は規制の対称にはならないのか。これは町村制の理念としても問題にならない。名誉職は、もともと「自分の有する職業の傍ら自分の力を割いて市町村の公共の為に働く」存在であったからである。

彼らは様々な運動を展開し、その結果一斉に辞職した。町村制第八条は、名誉職の当選を辞退し、またはその職を正当な理由なく辞退した場合には公民権停止と町村費増加の処罰が定められていた。とすれば彼等の行為は町村制第八条に違背しないのだろうか。

しかしこの点は全く違背しないのである。なぜなら町村での名誉職がその職を「正当ノ理由」なく拒辞した場合、公民権停止と町村費増加という処罰を加える主体は、県でも郡でもなく、町村そのものであったことである。具体的には町村会である。周桑郡の各町村のように町村がこぞって抵抗を示す場合においては町村制第八条は何等の効束力を示すものではなくなる。いわば町村制第八条は、むしろ町村自治の強さを示す条目になるのである。

また町村制は第六十四条において選挙で選ばれた町村長もしくは助役に對する府県知事の認可権を認めている。しかし名誉職町村長が辞職する場合にはそれを停止させたり、処罰したりする権限を府県知事は一切もっていないので

ある。

では、町村制第一五〇条⁴による徴戒処分にはできないのか。一九一九（大正八）年一月、天谷周桑郡長が矢野壬生川町助役に対して町長選挙の実施を要求し、承諾しなければ辞職せよ、辞職しなければ徴戒処分にする⁵と脅したの⁶は、この町村制第一五〇条にもとづく脅しであった。徴戒処分の種類は譴責、二五円以下の過怠金、解職となっており、いうまでもなく解職が最高の徴戒処分であった。しかし自らの辞職の場合は第一五〇条はなんらの法的効束力をもたない。

名誉職町村長の場合、さらに有利な法的状況があった。第六四条は、前記の町村長あるいは助役に対する府県知事の認可権のほかに「有給町村長及有給助役ハ三月前ニ申立ツルトキハ任意退職スルコトヲ得」という形で、有給町村長及有給助役が任意退職する場合は三ヶ月前に申し出をしなければならない。これに対し名誉職町村長が任意退職する場合には、町村制には一切その点での規定はなく、したがって即日退職することができるのである。周桑郡内で石根村の有給村長が辞職することができず、他の一六町村長がすぐに辞職できたのはそのためである。

このように名誉職の辞職について町村制はなんらの法的効束力をもっていない。その限りにおいて抗議や抵抗の意志を表明する際には辞職という戦術はきわめて有効な戦術であった。

しかし辞職した町村長は復職した。これに対しては第六条の知事の認可権が効力を発揮する。要するに知事にさからう人間については知事は認可しなければよいのである。法の建前としてはそうである。しかしはたして知事はその権限を行使できたであろうか。

第一に周桑郡各町村の名望家が強弱の差はあれこそって反知事の姿勢を示している以上、町村長復職の不認可は火

に油をそそぐことになる。だいいち新たな町村長のなり手がなかりう。

第二に、それ以上に大きな意味をもっていたのは地方における政党化の進行である。今周桑郡の町村長、名望家中で誰が政友会に所属していたかをすべてにわたって知ることではできないが、一色耕平は一九一五（大正四）年脱党後、復党したと思われ（第二章注（一）参照）、日野松太郎、渡辺静一郎、越智茂登太、青野岩平など運動の中心人物はいずれも政友会に所属していた。いわば周桑郡全体が政友会の地盤になっていた。しかもこの運動は、時期によって強弱の差はあれ、政友会愛媛県支部幹部のかくれた支援のもとにすすめられたのである。しかも、この紛争の最中の一九一八（大正七）年九月二九日原敬政友会内閣が誕生する。この前日の九月二八日、一色は衆議院議員河上哲太より「ワガトウノテンカトナリシ、コノサイシンテフナレ」の電報をうけ、翌々日三〇日一色は河上に対し、「フミミタ、トウノテンカイヲシユクス」と打電している。⁵原内閣の成立が、周桑郡の政友会の人々を大きく力づけたことは間違いない。

このような政治状況のもとで知事が町村長の認可権を行使することは不可能ではなにもかなりむずかしい。したがって若林知事は、町村長の辞職後は郡長の説諭によって町村長を復職させ、復職後は何らの処罰的処置をとらなかつた。むしろ知事の転任により收拾がはかられたのである。

ただし周桑郡町村長らの戦術の中で確認しておかなければならないのは、彼らの戦術は町村長辞職や公益団体の役員辞職、寄付金拒否であり、定められた委任事務を排除するものではなかつた。戦術としては助役を辞職させなかつたことも含めて法や国の地方政策のしくみに抵触しない戦術が選択されたのである。したがって「自治機関破壊」というものではなかつたことは明らかである。

大正期、町村長の力は、町村長自身の資質の向上（一色耕平のような専門的能力をもつ勤勉な町村長の輩出）、政党化の進展等により、増大していった。そして義務教育費国庫負担の増額を主要な目的として一九二一（大正一〇）年二月には全国町村長会が創設される。いわば町村長の全国的結集である。この創立創会には東予地方を代表し一色耕平も参加する。県立学校問題に限らず、教育問題は大正期の地方における主要な政治問題であったのである。

しかし、町村長の力の増大とともに、第一次世界大戦を前後しておこってくる階級間対立、この地方でいうならば地主—小作間対立は町村長の行政運営に大きな問題点をなげかけてくる。しかし、この全面的な分析は大正期という時期限定をしている本稿のよくなしうるところではない。今後の課題としたい。

また、最初へのべたように、本稿では名誉職町長一色耕平の多様な活動のほんの一部分を照射したにすぎない。この人物は人的にもきわめてユニークな内容に富んだ人物だけに、今後筆を改めて本格的に追求してみたいと考えている。

(1) 石川一三夫「名誉職自治の理念と実態 明治地方自治制論に関する一視点」『日本史研究』二四七号 一一九—一二〇ページ。

(2) 清水澄講述『地方自治制論』（早稲田大学出版部蔵版）五三—五四頁。

(3) 有給職の場合は原則として他の職業に従事することができない。町村制第六十六条は「有給町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ従事スルコトヲ得ス、有給町村長及有給助役ハ会社ノ重役又ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得ス」とその事を規定している。これに対して名誉職の場

合、原則として他の職業につくことは自由である。制限としては有給職にも共通する町村制第六十五条の規定、すなわち「町村長及助役ハ第十五条第二項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得ス、又其ノ町村ニ対シ請負ヲ為シ及同一ノ行為ヲ為ス者ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、重役及支配人タルコトヲ得ス（後略）」の規定があるにすぎない。なお「第十五条第二項ニ掲ケタル職」とは「一 所属府県郡ノ官吏及有給吏員 二 其ノ町村ノ有給吏員 三 検事警察官吏及取税官吏 四 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師 五 小学校教員」である。

(4) 「府県知事又ハ郡長ハ町村長、助役、収入役、副収入役、区長、区长代理者、委員其ノ他ノ町村吏員ニ対シ徵戒ヲ行フコトヲ得、其ノ徵戒処分ハ譴責、二十五円以下ノ過怠金及解職トス(中略) 解職ノ処分ヲ受ケタル者其ノ処分ニ不服アルトキハ郡長ノ処分ニ付テハ府県知事ニ訴願シ、其ノ採決ニ不服アルトキ又ハ府県知事ノ処分ニ付テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得、府県知事ハ町村長、助役、収入役及副収入役ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ停職

ヲ命スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス、徵戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間市町村ノ公職ニ選挙セラレ又ハ任命セラルルコトヲ得ス」
(5) 「一色耕平日記」大正七年九月二十八日付、三〇日付。
(6) 宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党」(二) 『国家学
会雑誌』九三―九・一〇 一〇八―一〇九ページ。
(7) 「一色耕平日記」大正二〇年二月九日、二一日付。

追記

本稿作成にあたっては多くの方に御教示と御援助をいただいた。とりわけ一色耕平の地元である東予市では多数の方々にお世話になった。謝意を表する次第である。それらの方々の御芳名は他日名譽職町長一色耕平について本格的にまとめる際に記すこととする非礼をお許しいただきたい。なお、一色耕平の日記を検討する際、大正四年、九年、一二年については本研究所仲村研・杉井六郎両教授が研究会で報告した内容を基礎にしている。その点をおことわりしておきたい。